

# 富岡市男女共同参画基本計画

平成21(2009)年度 ~ 平成25(2013)年度



富 岡 市

## はじめに



富岡市は、平成18年3月27日に富岡市と妙義町が合併し、新市として誕生しました。

合併前の富岡市における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、富岡市男女共同参画プラン（平成12年度～17年度）に掲げられた施策により推進を図ってまいりました。

しかしながら、男女共同参画社会に見る国際的な水準においては、経済先進国の中で、我が国はまだまだ遅れをとっている現状があり、本市もその例外ではありません。

そこで、平成20年3月策定の第1次富岡市総合計画の中で、基本目標の一つを「地域を愛する心と歴史と文化を育むまち」と定め、主要施策の展開として「すべての人の人権を尊重するまちづくり」を目指し、「男女共同参画社会の実現」に努めることを明記しました。

男女共同参画社会とは、「女性も男性もすべての個人が、お互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合う中で、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」であります。このことは、人間の歩む社会において、正に理想的な社会であり、生涯における市民生活の満足度の判断基準として、重要な要素になり得るものと考えます。

このたび策定した「富岡市男女共同参画基本計画」の各事業は、本市における市民意識調査結果をもとに、今どのようなことが問題になっているのか、また、職場・地域・家庭において、市民の皆様が改めて考え、行動していただくための機会を提供するという側面があります。

本計画に掲げる95の事業を「市民とともに考え、ともに歩むまち」の方針のもと、市民協働事業として着実に実施し、男女共同参画社会の実現に努めてまいりたいと考えています。

幸いにして本市には、日本における男女共同参画の先駆的職場ともいえる旧富岡製糸場があり、明治初期の頃から女性（工女）が、新技術を習得するために全国各地から入場し、技術力が上がると昇給・昇格できたという歴史があります。

本計画が、我が国の「近代産業発祥の原点」ともいえる旧富岡製糸場から広がる元気と活力あるまちづくりの情熱を市民の皆様が共有できるよう実行され、本計画の基本理念「男女が織りなす きらめき シルク タウン」により、誰もが心豊かに暮らし、きらきら輝く都市に発展していくよう、職員一丸となって計画実行していきたいと考えています。

むすびに、本計画策定に当たり、数多くの貴重なご意見やご提言をいただきました「富岡市男女共同参画推進委員会」委員の皆様や市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成21年3月

富岡市長 岩井 賢太郎

# 目次

## 第1章 序論

第1節	計画の目的	1
第2節	計画策定の背景	1
1	世界の動き	1
2	国の動き	2
3	県の動き	2
4	富岡市の動き	3
第3節	計画の役割及び期間	4
1	計画の役割	4
2	計画の期間	4
第4節	富岡市の概況	5
1	県比較による概況	5
2	女性をとりまく状況	6

## 第2章 市民意識の現状

第1節	市民意識調査結果の概況	11
1	男女平等意識	11
2	家庭生活	12
3	仕事・職場	14
4	地域社会	16
第2節	企業等訪問意識調査結果の概況	17
1	企業	17
2	企業で働く女性	19
3	女性団体	21

## 第3章 基本理念と基本目標

第1節	基本理念「男女が織りなす きらめき シルクタウン」	24
第2節	基本目標	25
基本目標	男女平等・男女共同参画への意識改革	25
基本目標	男女共同参画社会づくり	25
基本目標	男女が自立しやすい環境づくり	25
基本目標	計画実現に向けての推進体制の整備	25

## 第4章 重点課題

第1節	男女平等・男女共同参画の教育・学習の推進	26
1	重点理由	26
第2節	仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	27
1	重点理由	27

## 第5章 施策の展開

第1節	施策の展開の考え方と構成	28
1	施策の展開の考え方	28
2	施策の体系の構成	28
第2節	施策の体系	29
基本目標	男女平等・男女共同参画への意識改革	30
課題1	社会的固定観念による性差の意識改革	31
課題2	男女平等・男女共同参画の教育・学習の推進	33
課題3	男女の人権の尊重・擁護	35
基本目標	男女共同参画社会づくり	37
課題4	社会の責任ある立場への女性の参画拡大	38
課題5	仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	40
課題6	就業における男女平等の推進	42
基本目標	男女が自立しやすい環境づくり	44
課題7	健康支援サービスの充実	45
課題8	子育て支援の充実	47
課題9	高齢者・障害者への支援の充実	49
基本目標	計画実現に向けての推進体制の整備	51
課題10	連携・協働体制の充実	52
課題11	庁内推進体制の充実	53

### 資料

・	男女共同参画社会基本法	54
・	男女共同参画に関する年表	61
・	基本計画策定の経過	63
・	富岡市男女共同参画推進委員会要綱	65
・	富岡市男女共同参画推進委員会名簿	66
・	富岡市男女共同参画庁内推進委員会要綱	67
・	富岡市男女共同参画庁内推進委員会名簿	68
・	市民意識調査・企業等訪問意識調査から自由意見抜粋	69

# 第1章

## 序論

第1節 計画の目的

第2節 計画策定の背景

第3節 計画の役割及び期間

第4節 富岡市の概況

## 第1節 計画の目的

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みと連動しながら着実に進んでいます。

しかし、性別による固定的な役割分担意識や古い社会制度・慣習が、いまだ根強くあり、「女だから」「男だから」という枠にとらわれ、不利益を感じることもまだ多くあるようです。

一方で、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化と国際化、情報通信の高度化、家族形態の多様化など、急激な社会情勢に対応していくうえでも、女性も男性も、職場や学校、地域や家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が望まれています。

合併前の富岡市では、男女がお互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を図るため、平成12年に「富岡市男女共同参画プラン～男女でつむぐ しなやかシルクタウン～」を策定し、平成17年度末までを計画期間として各種施策を実施してきました。

そして、平成18年3月に妙義町との合併により、前述の「富岡市男女共同参画プラン」の見直しを行い、新富岡市として新たな基本計画を策定することになりました。

このような経過から本計画は、富岡市の現状や国・県などの動向をふまえながら、教育行政、福祉行政、労働行政などの各種施策を男女共同参画の視点から見直すとともに、体系化を図り、富岡市における具体的な男女共同参画の取り組みの指針となることを目的として策定するものです。

## 第2節 計画策定の背景

### 1 世界の動き

国際連合は昭和50（1975）年を「国際婦人年」と定め、「平等・開発・平和」をスローガンとしました。同年メキシコシティで開催された国際婦人年世界会議（第1回世界会議）では、向こう10年間の各国の取り組むべき指針となる「世界行動計画」が採択され、ここに、世界的な規模での男女平等を実現するための取り組みが始まりました。

昭和54（1979）年には、「女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）」が国連総会において採択されました。その後、昭和60（1985）年に開催された第3回世界女性会議（ナイロビ会議）において「国連婦人の10年」に掲げられた「平等・開発・平和」の目標を達成するための努力を継続していくことが確認され、「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成7（1995）年には、北京において第4回世界女性会議が開催され、「ナイロビ将来戦略」の完全実施と12の重大問題領域についての取り組みを求める「北京宣言」及び平成12（2000）年までに各国がとるべき行動指針である「行動綱領」が採択されました。

平成12（2000）年6月、ニューヨークにおいて「女性2000年会議：21世紀に向けた男女平等、開発および平和」と題する国連特別総会が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況を検討・評価するとともに、課題を明らかにし、一層の行動を求める「政治宣言」並びに「成果

文書」が採択されました。

平成17(2005)年2月から3月にかけて、ニューヨークにおいて、第4回世界女性会議10周年を記念する会議として、第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価や今後の課題についての協議が行われました。会議の最終日には、「宣言」及び10項目からなる「決議」が採択されました。

## 2 国の動き

我が国における取り組みとしては、昭和50(1975)年、総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、昭和52(1977)年には「国内行動計画」が策定されました。

昭和60(1985)年には、「女子差別撤廃条約」の批准を契機に法や制度の整備が図られてきました。

平成6年(1994)年には、男女共同参画社会実現に向けて総合的、効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置されました。

平成11(1999)年6月には、国、地方公共団体をはじめ国民が、男女共同参画社会への一層の取り組みを行っていく上での法的な根拠となる「男女共同参画社会基本法」が、公布・施行されました。

平成13(2001)年1月の中央省庁等改革に伴い、新たに設置された内閣府に、重要施策に関する会議の一つとして男女共同参画会議が設置され、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させる組織体制の強化が図られました。

平成13(2001)年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)が制定されました。

平成17(2005)年12月には、「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定されました。

## 3 県の動き

群馬県では、昭和50(1975)年国際婦人年を契機とする国際的な動きや国の「国内行動計画」策定などを背景として、昭和55(1980)年に女性施策の基本方針を明らかにした初めての計画として、「新ぐんま婦人計画」を策定しました。

その後、21世紀を展望しつつ、西暦2000年までを目標年次とする「新ぐんま女性プラン」を平成5(1993)年に策定し、有識者による新ぐんま女性プラン委員会と庁内組織である女性行政推進連絡会議を中心に、女性施策の推進体制を整備するとともに、様々な施策に取り組みました。

平成11(1999)年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、平成13(2001)年3月に同法に基づく計画として、「ぐんま男女共同参画プラン」を策定しました。

また、平成13年度に「ぐんま男女共同参画プラン委員会」を設置し、条例の制定について検討を開始しました。

そして、平成16(2004)年3月に「群馬県男女共同参画推進条例」を制定し、平成18(2006)年3月に「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」を策定しました。

## 4 富岡市の動き

平成18(2006)年3月27日、旧富岡市と旧妙義町の2市町が、合併により誕生しました。旧富岡市では、平成12(2000)年3月に男女共同参画に向けた「富岡市男女共同参画プラン～男女でつむぐ しなやかシルクタウン～」を策定し、このプランに基づき諸施策に取り組んできました。

平成18(2006)年8月、富岡市における男女共同参画社会の形成に向けて、広範囲な各分野からの意見を反映させ総合的な政策を推進するため、推進委員会が設置されました。この推進委員会には、市内有識者・関係団体代表などによる「男女共同参画推進委員会(庁外)」と庁内関係部課長職による「男女共同参画庁内推進委員会」の2委員会があり、連携を図りながら基本計画のあり方について検討を開始しました。

平成18(2006)年9月、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。この調査は、社会のあらゆる分野で男女がともに参画できるまちづくりを実現するため、家庭、地域社会、職場などの様々な場面における意識と実態を把握し、今後の男女共同参画社会の実現に向けて、市が取り組むべき施策の基礎資料とすることを目的に実施されました。この調査結果を集計後、平成19年(2007)6月、「富岡市男女共同参画市民意識調査報告書」を作成しました。

平成20(2008)年7月、「女性団体・企業・企業で働く女性」を対象に意識調査を実施しました。この調査は、男女共同参画型まちづくりの将来像をさぐる視点から女性団体・企業・企業で働く女性に対面して、実際の生の声を聞かせていただきました。この調査結果を集計後、同年8月、「女性団体・企業・企業で働く女性による意識調査結果報告書」を作成しました。

新たな「富岡市男女共同参画基本計画」策定にあたって、旧プラン「富岡市男女共同参画プラン～男女でつむぐ しなやかシルクタウン～」の成果の評価・総括を行うとともに、「男女共同参画に関する市民意識調査」と「女性団体・企業・企業で働く女性に関する意識調査」の結果を分析し、今後の富岡市として取り組むべき男女共同参画施策を検討してきました。

富岡市の男女共同参画社会づくりに向けて、今後引き続き取り組むべき課題や新たな問題に対応するために「富岡市男女共同参画プラン～男女でつむぐ しなやかシルクタウン～」の見直しを行い、平成21(2009)年度を初年度とする「富岡市男女共同参画基本計画」を策定しました。

## 第3節 計画の役割及び期間

### 1 計画の役割

本計画は、「第1次富岡市総合計画」に基づく個別計画書として、男女共同参画社会の実現を目指す総合的かつ具体的な計画書としての役割を担っています。

また、本計画は、市が取り組むべき施策・事業が中心になっていますが、男女共同参画社会はそれだけで実現できるものではないことから、本市を構成する市民、民間団体、企業、企業で働く女性へもそれぞれの立場からの参加・協力を求めています。

なお、本計画策定の根拠法としては、「男女共同参画社会基本法」があり、政府及び都道府県に「男女共同参画基本計画」の策定義務を課し、市町村には、策定への努力義務を課しています。(本計画の資料5 6 ページ第1 3 条及び5 7 ページ第1 4 条第3 項参照)

#### ( 1 ) 富岡市の役割

本市が目指す男女共同参画のまちづくりの方向を明らかにするとともに、市政を男女共同参画の視点から見直し、今後5 年間に取り組むべき施策・事業を定めます。

#### ( 2 ) 市民・民間団体・企業の役割

家庭、地域、仕事・職場において、市民、民間団体、企業がそれぞれの立場から男女共同参画を進める共通目標・行動指針となるものです。

### 2 計画の期間

本計画の期間は、平成2 1 ( 2009 ) 年度から平成2 5 ( 2013 ) 年度までの5 年間とします。

## 第4節 富岡市の概況

### 1 県比較による概況

本市の人口は、県全体の2.6%を占めています。この人口の指標を「1」として本市の水準をみると、農業の農家数(1.44)・専業農家数(1.61)・農家就業人口(1.40)や工業の事業所数(1.73)・従業員数(1.45)、医療の病床(1.68)・医師数(1.32)では県平均水準をかなり上回っております。

しかし、住宅着工の着工新設住宅戸数(0.70)、商業の従業者数(0.84)・年間販売額(0.44)は、県平均水準を大きく下回っており、中でも商業の年間販売額がもっとも下回っているのがわかります。核家族世帯(0.96)、出生者数(0.93)、放課後児童クラブ利用者数(0.92)については、県平均水準をやや下回っています。

#### 県に占める位置

項目		群馬県	富岡市	県に対する割合	指標	資料
人口	総人口(人)	2,016,027	53,372	2.6%	1.00	H19 県 移動人口調査
	女性就業者数	421,405	11,866	2.8%	1.06	H17 国勢調査
土地	面積(km <sup>2</sup> )	6,363	123	1.9%	0.73	H19 国土院
	世帯数	742,122	18,764	2.5%	0.95	H19 県 移動人口調査
	65歳以上のいる世帯	274,493	7,965	2.9%	1.10	H17 国勢調査
	核家族世帯	435,420	11,095	2.5%	0.96	H17 国勢調査
	出生者数	17,061	419	2.5%	0.93	H18 人口動態調査
住宅着工	着工新設住宅戸数	17,292	319	1.8%	0.70	H17 国勢調査
	着工新設床面積(m <sup>2</sup> )	1,669,737	57,688	3.5%	1.31	H17 国勢調査
農業	農家数(戸)	62,527	2,374	3.8%	1.44	H17 県 農林業センサス
	専業農家数	10,601	451	4.3%	1.61	H17 県 農林業センサス
	農家就業人口	71,696	2,657	3.7%	1.40	H17 県 農林業センサス
	農業産出額(千万円)	22,005	495	2.2%	0.85	H17 関東農政局
工業	事業所数	6,852	314	4.6%	1.73	H17 県 工業総括調査
	従業者数(人)	210,883	8,092	3.8%	1.45	H17 県 工業総括調査
	製造出荷額等(万円)	773,908,730	29,412,689	3.8%	1.44	H17 県 工業総括調査
商業	商店数	26,922	712	2.6%	1.00	H16 県 商業総括調査
	従業者数(人)	173,901	3,890	2.2%	0.84	H16 県 商業総括調査
	年間販売額(万円)	604,559,826	6,975,510	1.2%	0.44	H16 県 商業総括調査
保育	認可保育所定員数	39,790	1,310	3.3%	1.25	H19 県 福祉行政報告
	放課後児童クラブ利用者数	14,942	363	2.4%	0.92	H19 県 市町村別実施状況
医療	病院・診療所数	1,657	44	2.7%	1.00	H17 県 保健福祉課
	病床	24,277	1,077	4.4%	1.68	H17 県 保健福祉課
	医師数(人)	4,216	147	3.5%	1.32	H18 医師・薬剤師等調査

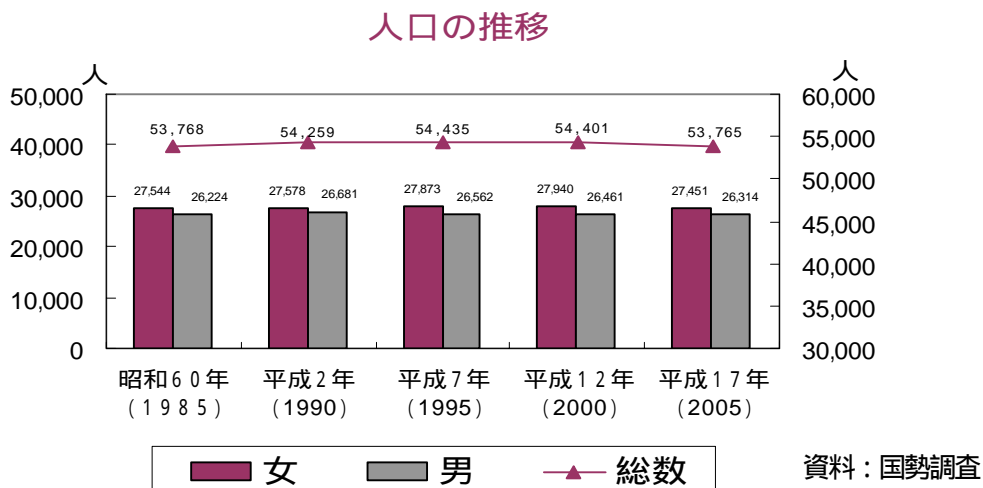
## 2 女性をとりまく状況

### (1) 人口

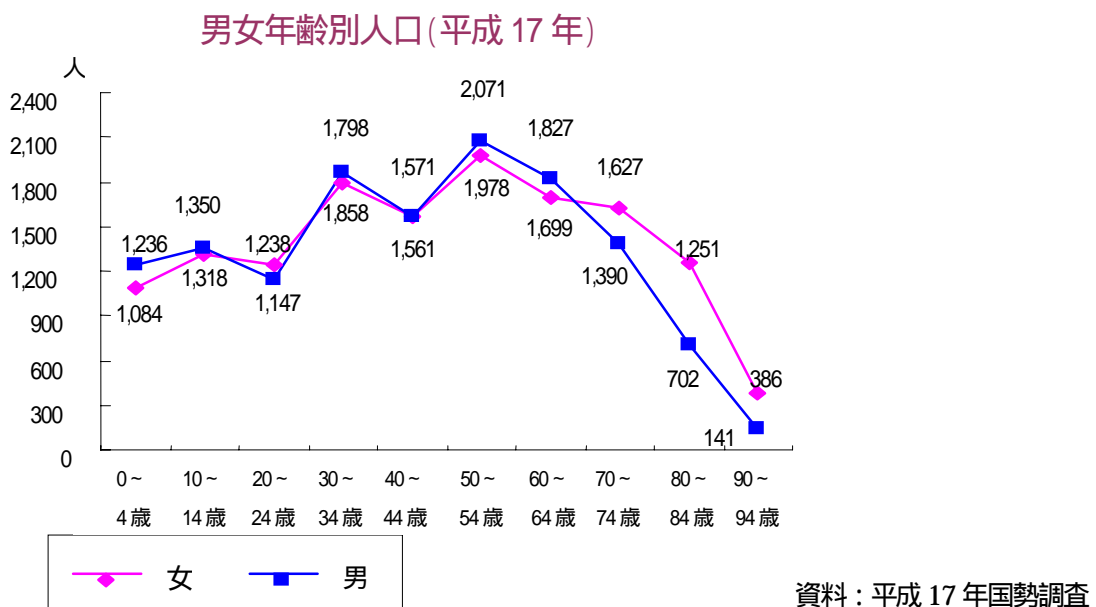
本市の総人口は、昭和60(1985)年以降増加傾向にありましたが、平成7(1995)年から緩やかに減少傾向が見え始め、平成17(2005)年には53,765人となりました。現在では、わずかに増加して53,826人(平成20年9月現在)となっております。

総人口に占める女性の割合は、昭和60年の51.2%から平成17年の51.1%とほとんど変化が見られません。

平成17年の5歳階級別人口を男女別にみると、0歳から14歳までは男性が多く、20歳から54歳までは男女差はあまり見られません。60歳代で一時的に男性が多くなっていますが、70歳以上から女性が男性を上回っており、最高齢になるほど女性が多くなっていることがわかります。



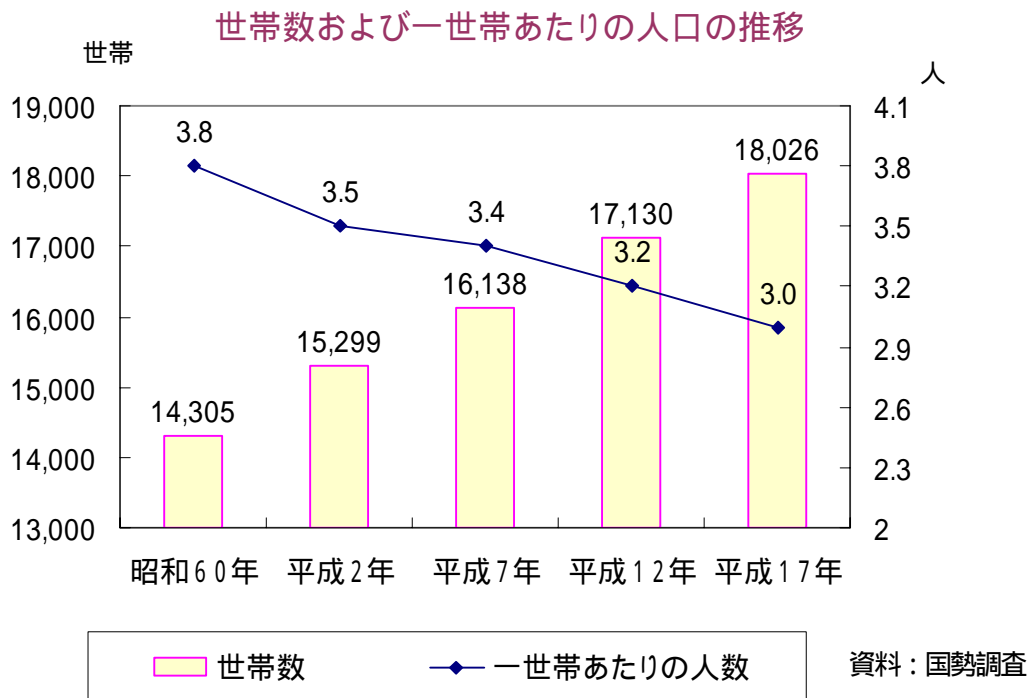
グラフ中の数値については、旧富岡市と旧妙義町の値を合算したものです。(以下同様)



## (2) 世帯

本市においては、世帯数は増加傾向にあり、昭和60年と平成17年を比べると3,721世帯の増加となっています。

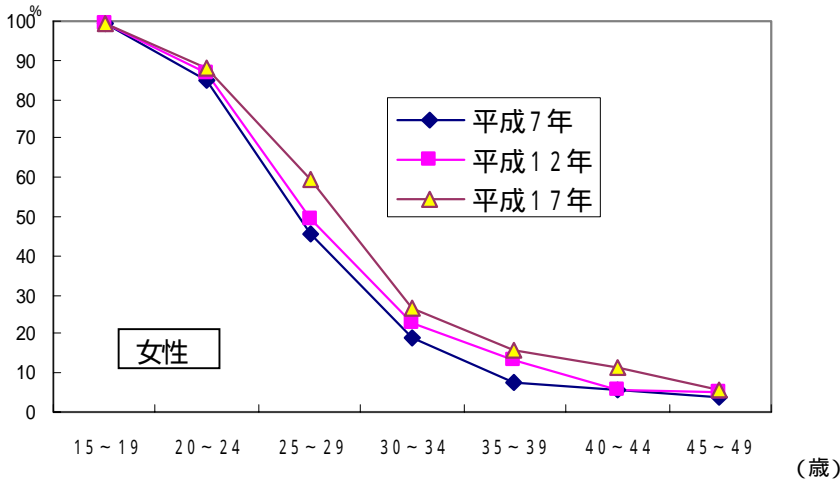
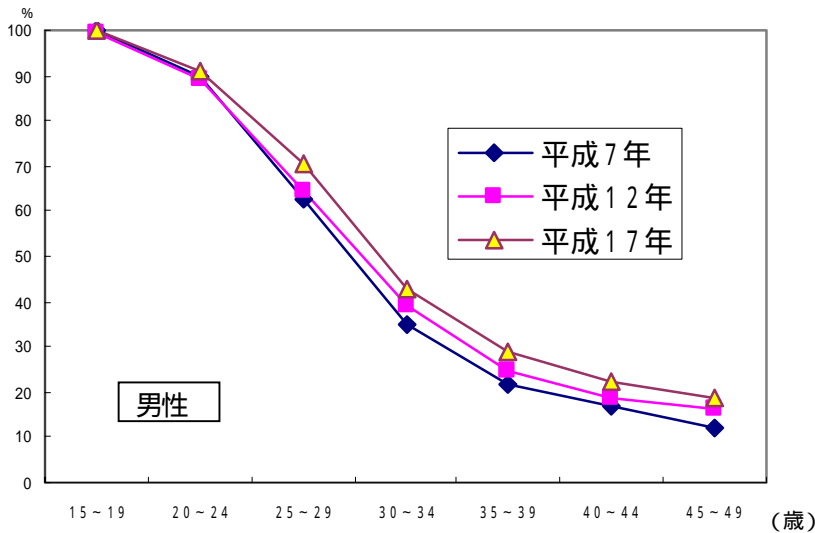
また、一世帯あたりの人口は、昭和60年の3.8人から平成17年の3.0人に減少傾向にあり、世帯人数の減少が進んでいます。



### (3) 結婚

年齢別の未婚率の推移をみると、男女とも24歳まではあまり差がないのですが、25歳を過ぎたあたりから男女ともに全ての年代において、未婚率が増加していることがわかります。女性においては、20歳代後半から30歳代後半にかけて増加しており、晩婚化が進んでいることが考えられます。

年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査

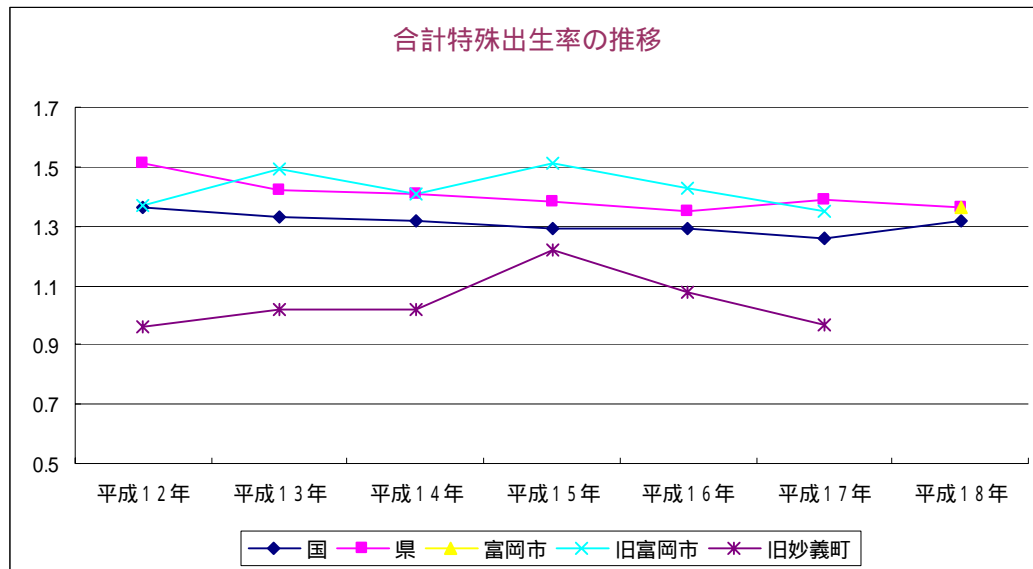
#### 晩婚化の理由

女性	男性
仕事を持つ女性が増えて、女性の経済力が向上した	独身生活の方が自由である
独身生活の方が自由である	結婚しないことに対する世間のこだわりが少なくなった
結婚しないことに対する世間のこだわりが少なくなった	仕事を持つ女性が増えて、女性の経済力が向上した
仕事のためには独身の方が都合がよい	親離れできない

#### (4) 出 産

平成18年において、国、県、富岡市の合計特殊出生率を比較してみると、国1.32%、県・富岡市が同率で1.36%となっており、わずかではありますが国を上回っています。

出生率の低下が、少子高齢化や人口の減少といったことに結びつくと考えられます。



資料：人口動態統計

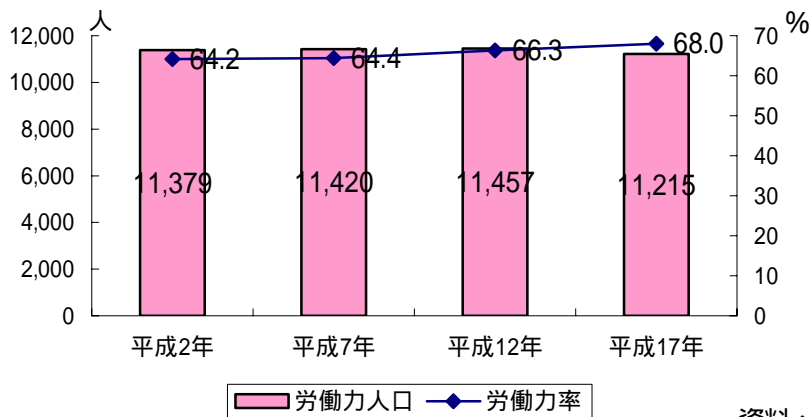
#### 合計特殊出生率

女性が出産可能な年齢を49歳までと規定し、人口統計上の指標として一人の女性が一生に産む子どもの数を示したもの。

### (5) 就 業

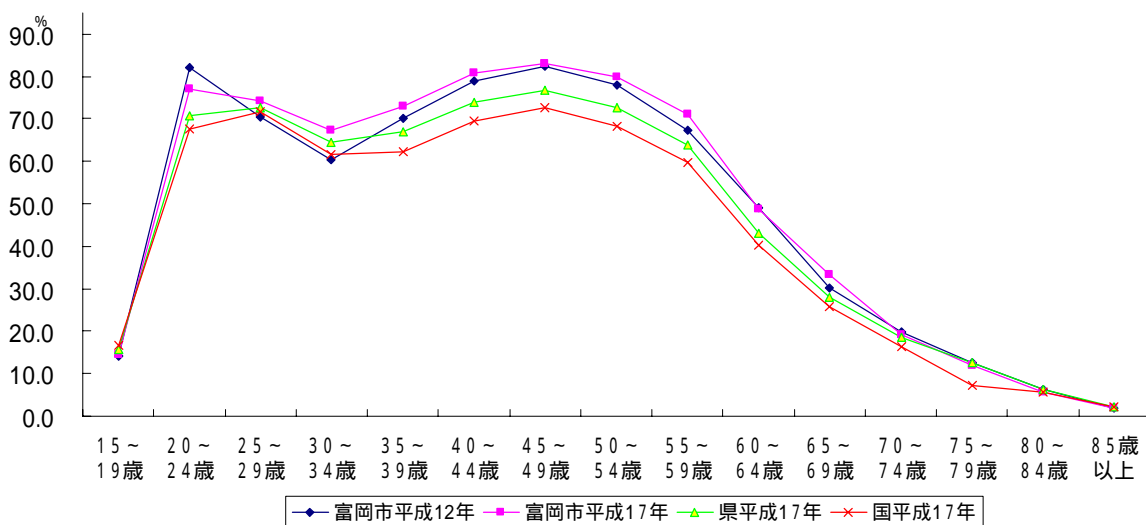
本市の女性の労働力人口（就業者＋完全失業者数）労働力率（15歳以上に占める労働力人口の割合）はともに上昇傾向にあり、平成17年の労働力人口は、11,215人、労働力率は、68.0%で、群馬県平均62.8%を上回っています。年齢別の労働力率は、20～24歳が77.2%で高く、子育て期間の25～34歳にかけて67.2%にまで落ち込んだ後、ゆるやかなカーブを描いて再び上昇し、45～49歳で83.2%と最も高くなり、再び下降していくMカーブを描いています。国・県と比べて、本市は、全体的に労働力が高くなっており、特に、40歳から49歳までは、国・県平均より10ポイント前後高くなっています。

女性労働力人口・労働力率の推移



資料：国勢調査

年齢別女性労働力率(平成17年)



資料：平成17年国勢調査

## 第2章

### 市民意識の現状

第1節 市民意識調査結果の概況

第2節 企業等訪問意識調査結果の概況

# 第1節 市民意識調査結果の概況

## 1 男女平等意識

社会情勢や女性を取り巻く環境の変化の中、男女が平等な立場で互いに尊重しあい、個性や能力を發揮できる社会を築くため、男女平等の視点に立った法律や制度が整備されてきました。

しかし、依然として、性別により役割を固定化して考える人々の意識は根強く、「男らしさ・女らしさ」といった社会的・文化的に作られた性差が、自由な生き方を制限しています。

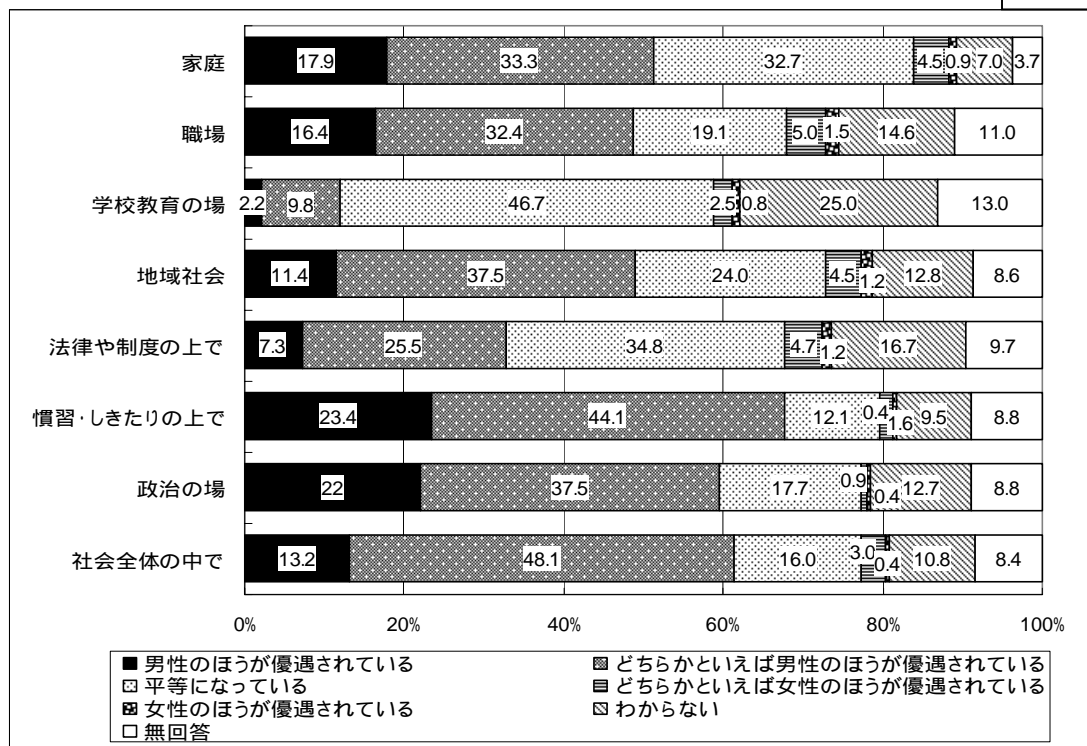
平成18(2006)年度に実施した「富岡市男女共同参画市民意識調査」(以下、「市民意識調査」という)で、家庭や職場等7分野にわたり男女平等意識について質問したところ、学校では平等だが、社会において男性優位だと感じ、その要因は社会通念や慣習、しきたりなどで男性優位な状況があるためと考えている人が多いことがわかりました。

長い歴史の中で、脈々として受け継がれてきた慣習やしきたりは、「これは男性が」、「これは女性が」といった性別で役割を分担してきた意識にあり、広く社会が認めてきた常識となって、自己実現をしたいと考える一人ひとりの生き方を限定してきた要因のひとつとなっていることが考えられます。

現在では、学校教育の場や法律、制度上では整備が進められ平等感が高くなってきていますが、男女共同の社会の実現は、女性ばかりでなく、男性の生き方についても、時代によって変化していくと思われ、日常生活の中での真の男女平等な社会をつくるためにも、社会制度や慣行を見直し、一人ひとりの可能性を伸ばせる社会としていくことが望まれます。

あなたは、次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。(市民意識調査より)  
 <各分野における平等感>

総数=1,122



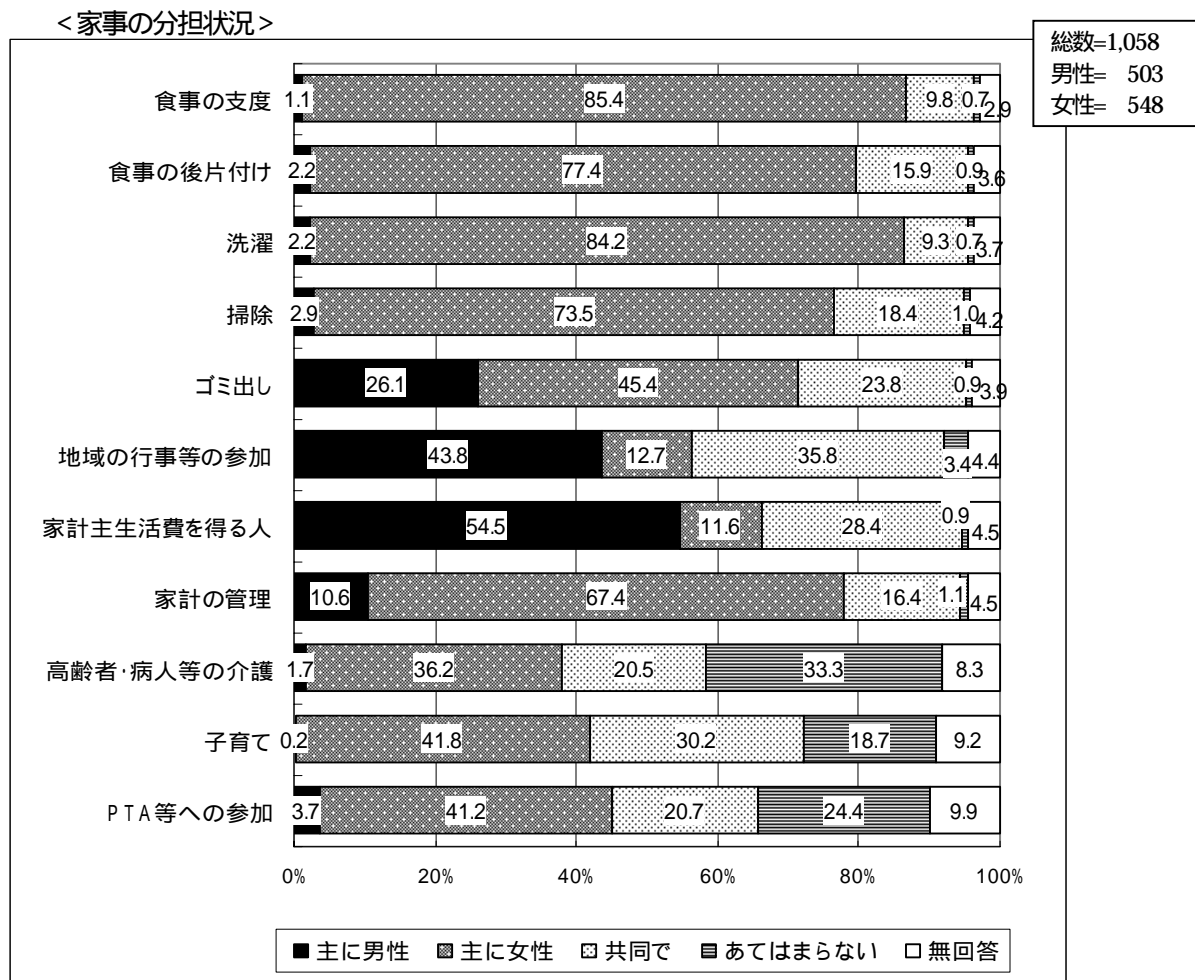
## 2 家庭生活

「市民意識調査」で家庭生活における家事の分担状況について、11項目の質問したところ、全体では「主に女性」が分担しているものが大半で、特に、家庭内の食事の支度・後片付け、洗濯、掃除、家計の管理という大部分を担っているということがわかりました。逆に少なかった分担は、家計費を得る、地域行事等への参加でした。「主に男性」が担っている部分が大きいのは、主に家計を維持するための経済的な中心となることや地域行事への参加が多くなっていました。

また、家事ではゴミ出しは男性が分担している人が多く、「共同で」行っている分担として、地域行事の参加が最も多く、子育て、家計生活費を得る、ゴミ出しの順となっていました。

性別役割分担意識の変化をみるための指標としている「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」があります。「市民意識調査」では、考え方に男女差が見られました。「そうは思わない」という反対派が半数近くになっていました。特に、男性の半数近くが「そう思う」女性の過半数以上が「そう思わない」が多くなっており、女性は、20代から50代までの幅広い世代で支持しており、従来の家庭に留まることへの違和感をもっている人が多いことがわかりました。家庭で男女がともに生き生きと生活するために、女性に偏りがちな家事や育児、介護等を男女で協力して行う意識の醸成と家庭生活の向上が求められてきています。

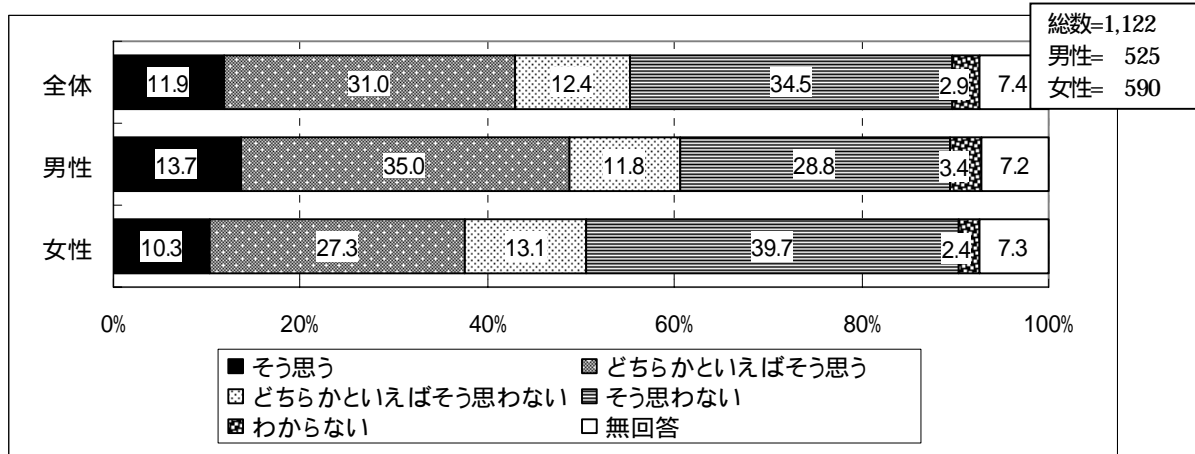
(市民意識調査より)



総数は、性別不明回答者数を含むため、男女合計と一致しない場合があります。

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

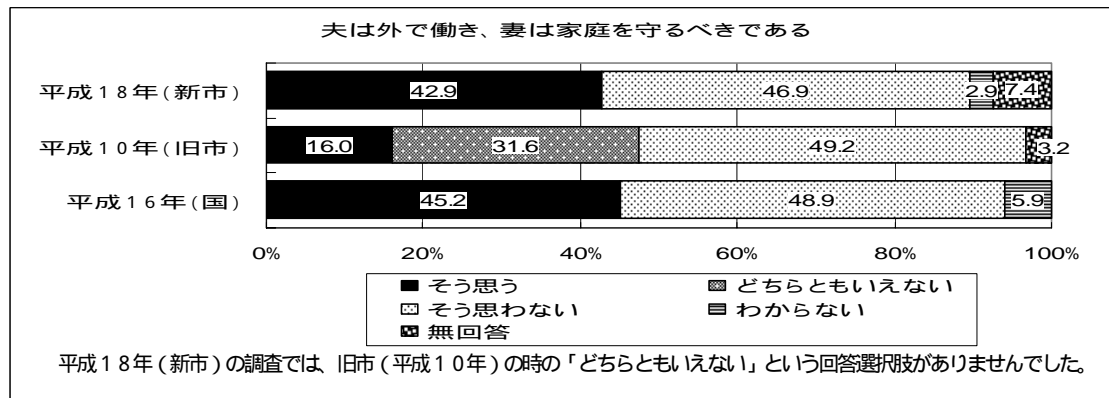
(市民意識調査より)



総数は、性別不明回答者数を含むため、男女合計と一致しない場合があります。

	そう思う	どちらかといえばそう思う	計	そう思わない	どちらかといえばそう思わない	計	わからない	無回答
全体	11.9	31.0	42.9	12.4	34.5	46.9	2.9	7.4
男性	13.7	35.0	48.7	11.8	28.8	40.6	3.4	7.2
20代	11.9	26.2	38.1	7.1	42.9	50.0	7.1	4.8
30代	11.9	34.3	46.2	11.9	31.3	43.2	6.0	4.5
40代	7.1	42.9	50.0	16.7	26.2	42.9	2.4	4.8
50代	13.3	29.6	42.9	12.2	34.7	46.9	3.1	7.1
60代	13.8	37.9	51.7	10.3	28.4	38.7	1.7	7.8
70代	20.0	34.8	54.8	11.3	20.0	31.3	3.5	10.4
女性	10.3	27.3	37.6	13.1	39.7	52.8	2.4	7.3
20代	4.3	23.2	27.5	10.1	53.6	63.7	5.8	2.9
30代	7.0	26.1	33.1	15.7	47.8	63.5	2.6	0.9
40代	5.9	30.7	36.6	13.9	42.6	56.5	3.0	4.0
50代	6.2	29.9	36.1	14.4	46.4	60.8	1.0	2.1
60代	13.6	24.5	38.1	12.7	35.5	48.2	0.0	13.6
70代	23.5	28.6	52.1	10.2	15.3	25.5	3.1	19.4

<参考> 平成10年旧富岡市意識調査・平成16年国意識調査との比較



平成16年国の資料出所 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

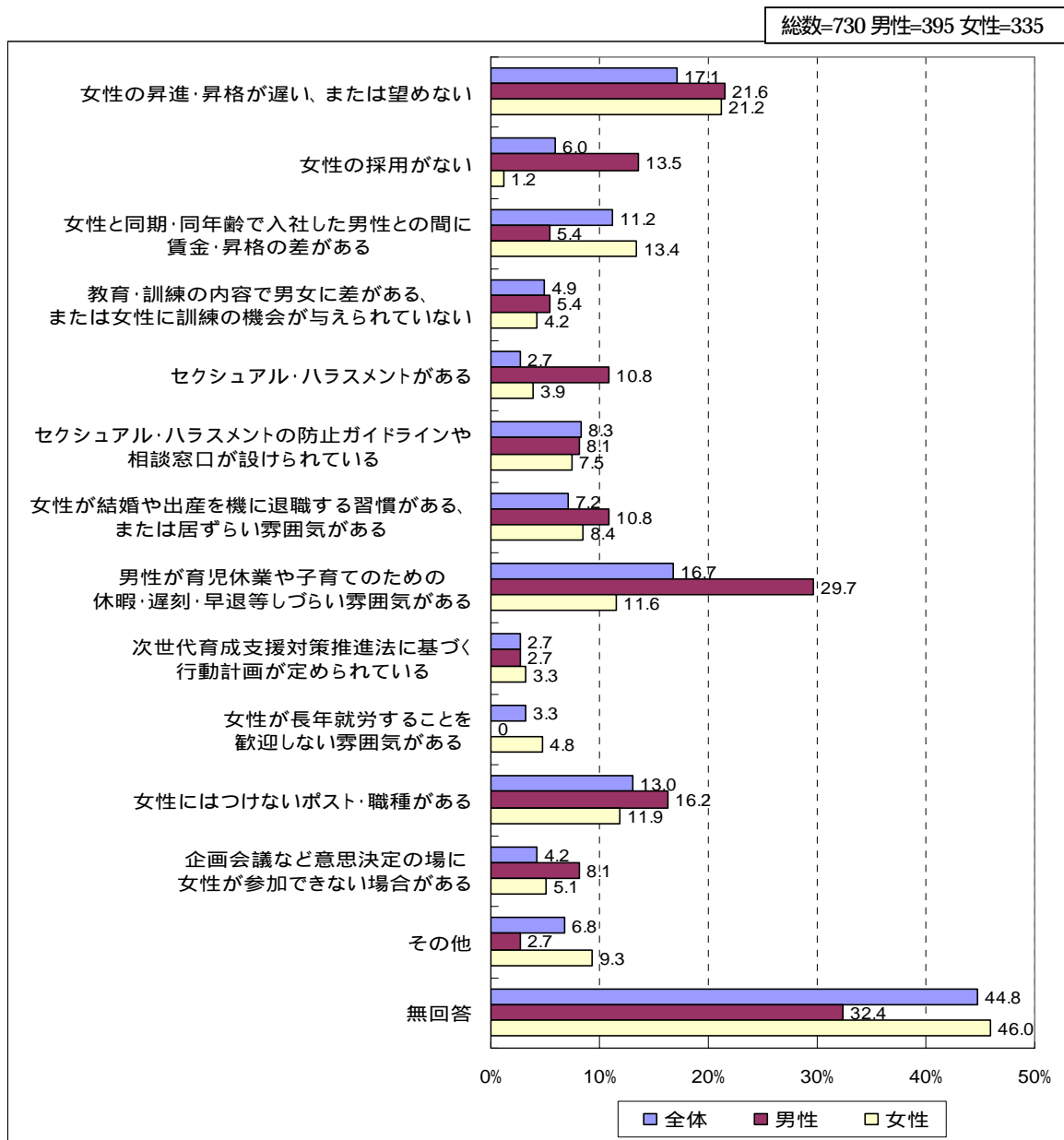
### 3 仕事・職場

男女雇用機会均等法や労働基準法などが改正され、女性が働き続けるための環境や法制度は徐々に整備されつつありますが、社会経済の影響もあり、女性の雇用状況は依然厳しい状況にあります。「市民意識調査」結果によりますと、職場にあることで最も多いのは、男性では「男性が育児休業や子育てのための休暇・遅刻・早退等しづらい雰囲気がある」、女性は「女性の昇進・昇格が遅い、または望めない」という結果がでています。

また、女性が職業をもつことについて、子育てによる職業中断型が最も多く、家庭と仕事をともに担う社会環境を作るためには、「男女がともに家事・育児・介護を担うこと」と考えている人が最も多いことがわかりました。

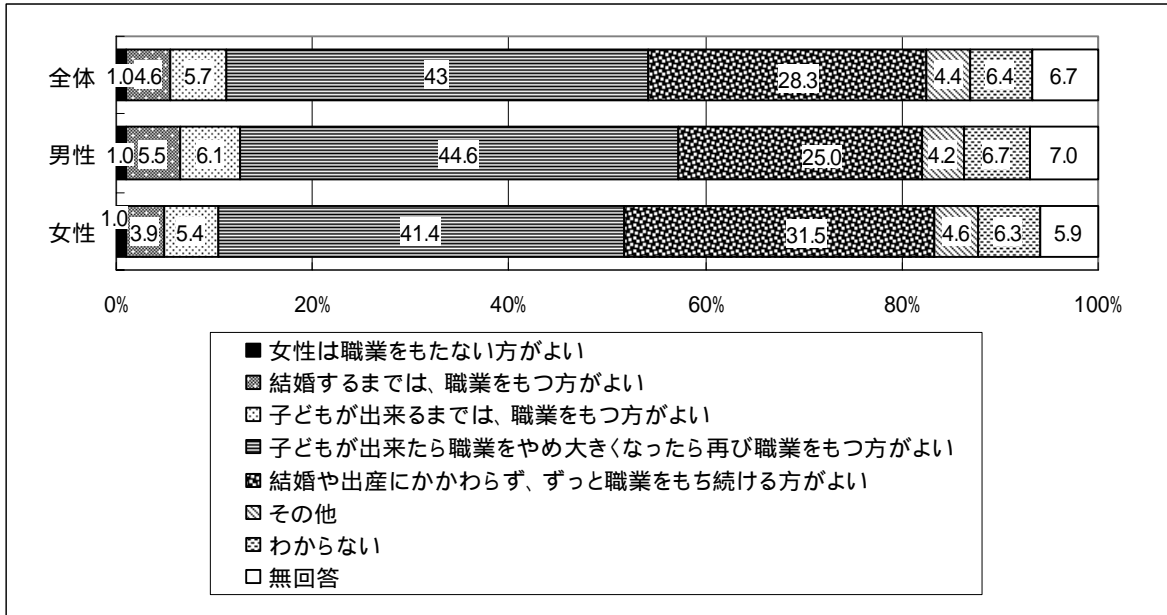
あなたの職場では、次のようなことがありますか（複数回答）

（市民意識調査より）



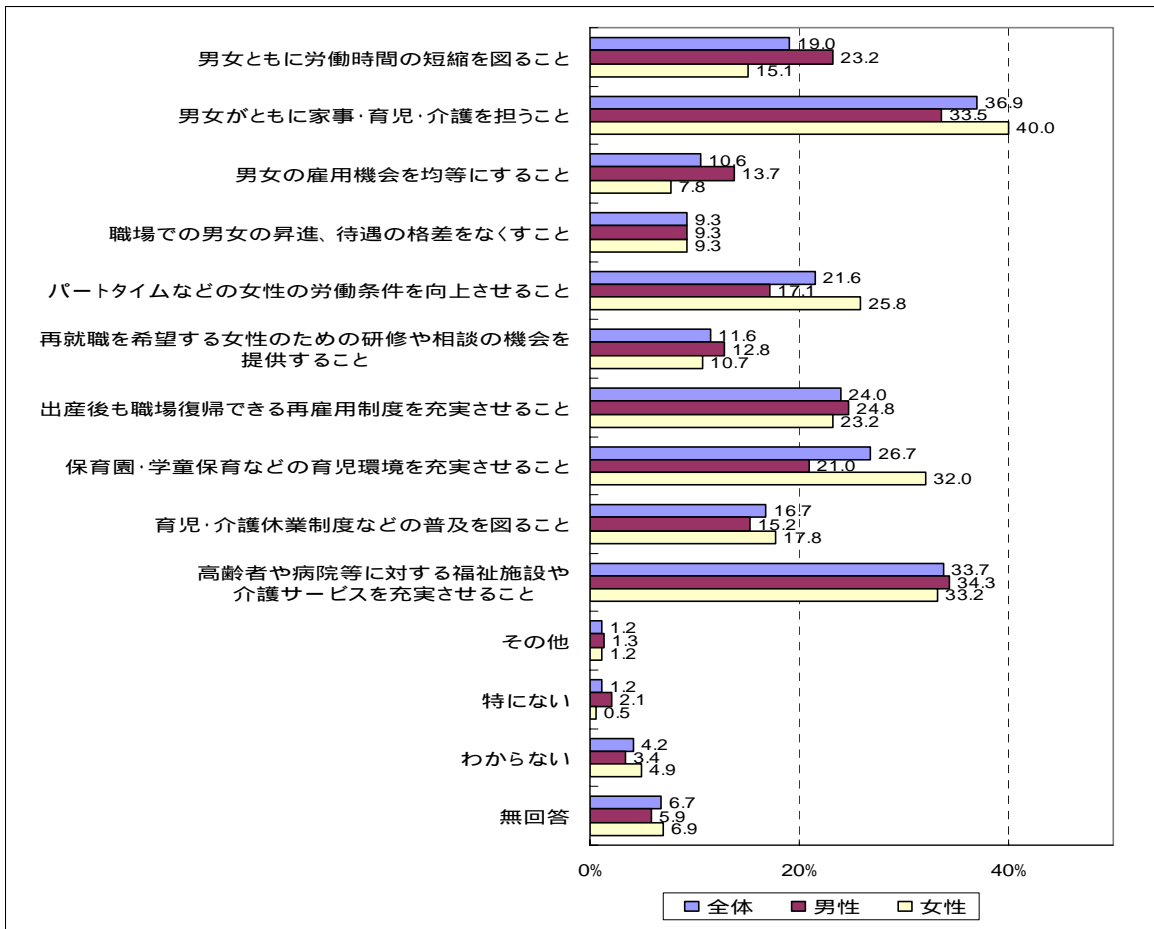
一般的に、女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。

(市民意識調査より)



あなたは、これから男女が家庭と仕事をともに担う社会環境をつくるためには、どのようなことが重要だと思いますか。(複数回答)

(市民意識調査より)



## 4 地域社会

私たちが生活している地域社会には、今なお社会全般的に性別役割分担意識が残っています。それは、様々な慣習やしきたり等があげられます。男女一人ひとりの人権が尊重され、社会の対等なパートナーとして、協働して家庭や地域、職場をつくるとともに、共同して、まちづくりに参加することが求められています。

これからの地域づくりのあり方としては、「地域は地域のみんなで作る」という方針のもと、市民と行政が協働で進めていかなければなりません。そして、「地域社会のみんなの力」を結集して住みよい希望の持てる富岡市をつくっていく必要があります。

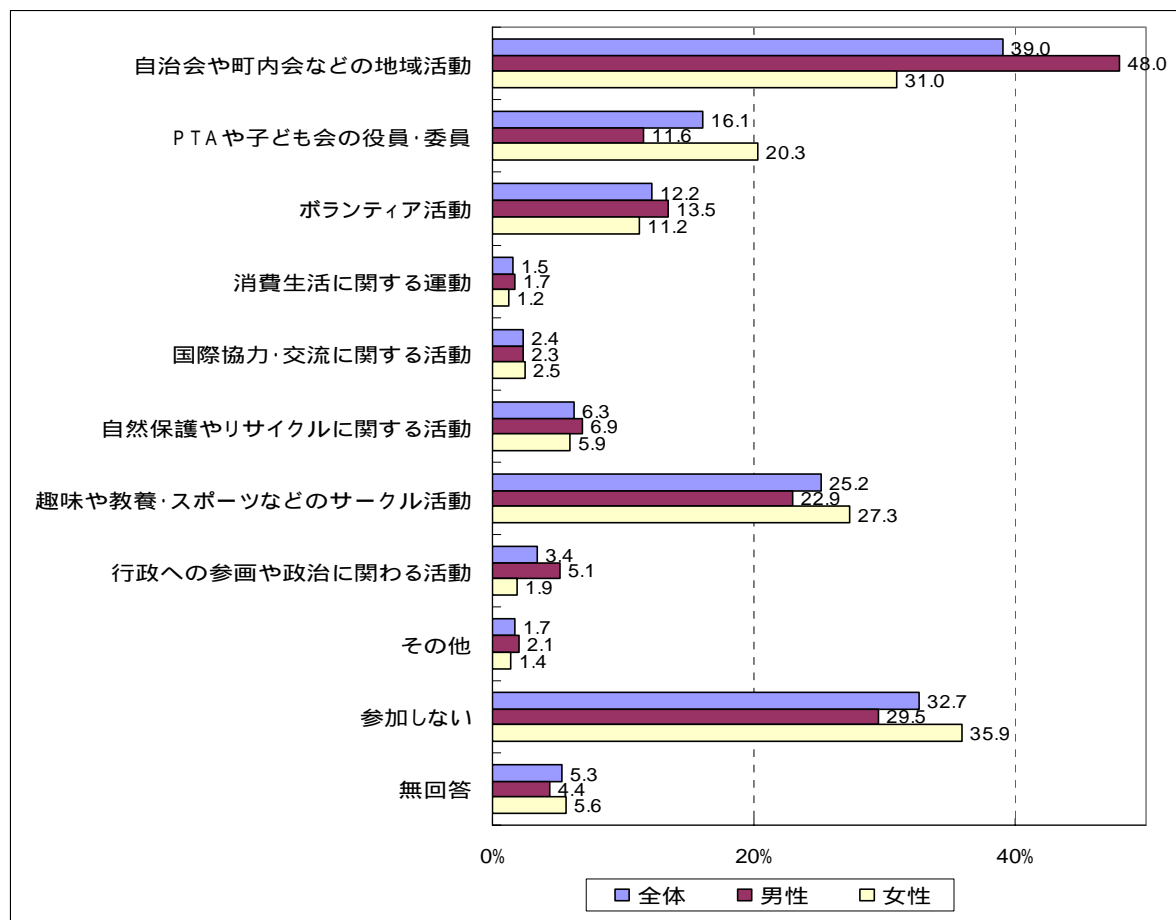
「市民意識調査」の結果によりますと、約6割の人は自治会や町内会などの地域活動に参加していますが、逆に仕事が忙しく時間的な余裕がないため、地域社会活動に不参加の人が多いこともわかりました。また、「活動に興味のもてるものがない」「関心がない」との回答も多く、一番の支障となるのは参加する時間的な余裕が必要であると同時に、興味を持てる、関心が生まれるような魅力ある地域や社会活動にしていくことが課題であると考えられます。

また、地域やボランティア活動、趣味や文化活動、グループ活動等への男女がともに参画できるような情報提供や支援を図っていくことが重要と思われれます。

### あなたは、次のような地域や社会での活動に参加していますか。(複数回答)

(市民意識調査より)

総数=1,122 男性=525 女性=590



総数は、性別不明回答者数を含むため、男女合計と一致しない場合があります。

## 第2節 企業等訪問意識調査結果の概況

### 1 企業

本市では、男女共同参画型まちづくりの将来像をさぐる視点から、平成20年7月に市内15企業（従業員規模別無作為抽出15社）の代表者と対面による企業意識調査を実施させていただきました。男女共同参画に係る法律もここ数年で大幅に整備されてきています。企業においても、育児休業・介護休業制度の充実を図っており、育児休業においては法に基づいた社内規定が設けられ、出産した女性のほぼ9割の方が取得していることがわかりました。

しかし、育児休業を取得したくても取得できないという人もいますと考えられますので、さらなる企業への働きかけが必要と思われます。なお、男性の育児休業取得者は、0%でした。

また、介護休業制度の規定については、調査事業所（15企業）中、約7割の企業で制度を取り入れていることがわかりました。今後、介護休業制度を利用する人が増えてくると考えられますので、さらなる企業側の理解が必要となってきます。

貴事業所には、育児休業の規定がありますか。

N = 15企業

1 ある	2 ない	3 検討中	4 その他
13	2		

育児休業制度は、1歳に満たない子を養育する労働者が、育児のために退職することなく、一定期間休業することができる制度です。保育園に入所できない等、子が1歳を超えても休業が特に必要と認められる場合には、子が1歳6ヶ月に達する日まで休業を延長できます。調査の結果では、「ある」と回答した企業が圧倒的に多くっており、育児休業に対する積極的な取り組みが企業にも見られています。

育児休業制度の規定が「ある」と回答した事業所にお聞きします。

子が何歳になるまで育児休業をすることができますか。

N = 13企業

1歳未満	1歳～1歳6ヶ月	1歳6ヶ月～2歳未満	2歳～3歳未満	3歳以上
7	4	1	1	

回答結果では、「1歳未満」が（7企業）で最も多く、続いて「1歳～1歳6ヶ月」（4企業）となっています。当市の企業では、法に基づいた社内規定が設けられ、実施されていることが、うかがえます。子育てに対する企業側の理解が進んできていることが、読み取れます。

育児休業制度を利用した人数（H19.4.1～H20.3.31）

N = 13企業

	人数(人)
出産した女性従業員の人数	23
育児休業を取得した女性従業員の人数	21
配偶者が出産した男性従業員の人数	67
育児休業を取得した男性従業員の人数	0

回答結果では、出産した女性従業員のほぼ9割の方が育児休業を取得していることがわかります。取得したくても取得できないという人もいますと考えられますので、さらなる企業への働きかけが必要と思われます。また、男性の育児休業を取得者は、「なし」となっています。

貴事業所には、介護休業の規定がありますか。

N = 15 企業

1 ある	2 ない	3 検討中
11	4	0

介護休業制度は、介護の必要な家族のいる労働者が、その家族の介護のために、最長93日間休業できる制度です。調査結果によると、約7割の企業で制度を取り入れていることがわかります。

介護休業制度の規定が「ある」と回答した事業所にお聞きします。

介護休業の期間の限度はいつまでですか。

N = 11 企業

1 3ヶ月未満	3
2 3ヶ月～6ヶ月未満	4
3 6ヶ月～1年未満	1
4 1年	2
5 1年以上	1
6 限度なし	0

調査結果では、「3ヶ月～6ヶ月」が(4企業)と多く、続いて「3ヶ月未満」(3企業)となっています。ほぼ規定どおり取り入れられていることが、うかがえます。

介護休業の取得回数に制限がありますか。

N = 11 企業

1 同一要介護者についての回数による規定	6
2 同一要介護者の同一疾病についての回数による規定	2
3 その他	0
4 制限なし	3

調査結果では、「同一要介護者についての回数による規定」が(6企業)と最も多く、次いで「制限なし」(3企業)と続いています。改正「育児・介護休業法」では、同一要介護者が要介護状態に至るごとに1回、介護休暇が取れることになっています。

働きながら家族の介護を行う従業員に対する制度の有無やない場合の今後の予定について

N = 15 企業

項目	制度あり	導入予定	検討中	未定	無回答
所定外労働の制限	11			4	
深夜労働の制限	10			5	
短時間勤務	12			3	
フレックスタイム制度	5		2	8	
始業・終業時刻の繰上・繰下	6		1	8	

調査結果では、各項目の中で「短時間勤務」の制度ありが最も多く(12企業)、「所定外労働の制限」の制度あり(11企業)、「深夜労働の制限」の制度あり(10企業)と続いています。

今後、労働条件の改善等で「フレックスタイム制度」、「始業・終業時刻の繰上・繰下」の企業も多くなると考えられます。

## 2 企業で働く女性

企業で働く女性の意識調査は、男女共同参画型まちづくりの将来像をさぐる視点から、平成20年7月に市内15企業（従業員規模別無作為抽出15社から各2名）の従業員との対面により29名から意見聴取をさせていただきました。現在職場で働いている女性から生の声を聞かせていただき、今後の男女共同参画計画作成の基礎資料にすることを目的に実施しました。

この意識調査によりますと、男性優遇と感じている女性が多数いることがわかりました。雇用機会の平等と待遇の改善等を図って、家事と仕事の両立ができるよう制度や環境を整備していくことが求められています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのようにお考えですか。

N = 29人

1 男性が仕事をし、女性は家事や育児をおこなうのがよい	0
2 男性は仕事をし、女性は家事や育児に差し支えない範囲で仕事をする方がよい	5
3 男女ともに仕事をし、家事や育児は主に女性が担当する	1
4 男女ともに仕事をし、家事や育児は男女が公平に分担する	6
5 性別にとらわれず、それぞれの事情に従い仕事や家事をおこなえばよい	17
6 その他	0

調査結果では、「性別にとらわれず、それぞれの事情に従い仕事や家事をおこなえばよい」（17人）という考え方の人が最も多く、次いで、「男女ともに仕事をし、家事や育児は男女が公平に分担する」（6人）「男性は仕事をし、女性は家事や育児に差し支えない範囲で仕事をする方がよい」（5人）の順となっています。全体を見ていえることは、回答者の約8割の人が固定的役割分担に否定的な考えを持っていることがわかります。

平成18年度に実施した富岡市男女共同参画市民意識調査では、全体の女性の回答者の約5割の人が、固定的役割分担を否定している結果が出ています。

固定的役割分担 男性・女性という性別を理由として、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等、男性・女性の役割を固定的に決めることをいう。

あなたは職場でどんな時に、男性優遇と感じますか。

N = 29人

1 賃金に男女差がある	7
2 昇給・昇格に男女差がある	2
3 女性の能力を正当に評価しない	0
4 女性はお茶くみ等雑用が多い	3
5 セクシュアル・ハラスメントを受けている	0
6 結婚や出産をすると勤め続けにくい雰囲気がある	2
7 希望職種につく機会に男女差がある	2
8 教育・研修を受ける機会に男女差がある	3
9 その他	9
10 無回答	1

その他 あまり感じられない、職場 上司により違いがある。

調査結果では、「その他」（9人）が多く、「賃金に男女差がある」（7人）「女性はお茶くみ等雑用が多い」（3人）の順となっています。雇用分野における男女の均等な機会と待遇の改善が、この調査から企業側に求められていることがわかってきます。

あなたは働くうえで不安や困難を感じていることがありますか。

N = 29人

1 工作上、過重なストレスがある	4
2 仕事と子育ての両立が大変である	7
3 仕事と介護の両立が大変である	
4 仕事と家事の両立が大変である	1
5 仕事が忙しくて休みがとれない	1
6 自分の能力・努力・成果が正当に評価されていない	3
7 性別や年齢が原因で不利益を受けている	
8 正社員・正職員になれない	
9 正社員・正職員との待遇が違う	
10 特にない	7
11 その他	6
12 未回答	

その他 何歳まで今と同じ仕事ができるのか。子どもが生まれる予定。育児休暇を取って復職を考えているが、両立できるか不安。

調査結果では、「仕事と子育ての両立が大変である」(7人)「特にない」(7人)が同数で、次いで「工作上、過重なストレスがある」(4人)「自分の能力・努力・成果が正当に評価されていない」の順となっています。女性にとって家事や育児等を両立しながら就労していくことは、非常に大変なことがわかります。今後、会社側の理解、行政側のサポート体制が必要と思われます。

あなたにとって就労するうえでの障害(結婚・出産・介護等)があった場合、どう対処されますか。

N = 29人

1 中断なしで就労(休暇制度を利用し、継続して就労していく)	17
2 一時中断(障害が解決したら再就労する)	7
3 仕事をやめて就労しない(専業主婦等)	2
4 その他	3

その他 未定

調査結果では、「中断なしで就労(休暇制度を利用し、継続して就労していく)」(17人)で全体の約6割を占めています。「一時中断(障害が解決したら再就労する)」(7人)「その他」(3人)の順となっています。「仕事をやめて就労しない(専業主婦等)」(2人)という人もおり、障害があった場合の対処の選択はなかなか大変なことが見えてきます。

子育てをしながら女性が働き続けるためには、特にどんなことが必要だと思いますか。

N = 29人

1 育児・介護休業が取得しやすいようにする	7
2 労働時間を短縮する	6
3 在宅勤務やフレックスタイムを取り入れる	4
4 パートタイマー・派遣労働者の労働条件を改善する	1
5 職種における差別をなくす	2
6 職場内に保育施設をつくる	4
7 その他	5

その他 子育てに対する職場の理解、有給を取りやすくする周りの理解と協力

調査結果では、「育児・介護休業が取得しやすいようにする」(7人)が最も多く、次いで「労働時間を短縮する」(6人)「その他」(5人)の順となっています。女性が働き続けるためには、企業側ができる対策として、規約の作成・労働環境の整備、そして取りやすい雰囲気づくりを推進させることではないかと思われれます。

### 3 女性団体

人々にとって最も身近な場として地域は、家庭とともに重要であります。地域の様々な活動に対する女性の意欲は高まってきており、地域活動の担い手として女性に大きな期待が寄せられています。地域を活性化させる女性の活躍は全国各地に見られてきていますが、女性が地域のリーダーとして活躍する機会が少なく、女性の力が十分に活かされていないという現状も見受けられます。

女性の意欲や能力を地域に活かすことは、様々な課題を抱える地域社会にとっても有益であり、また、様々な分野での実践的な活動を通じて、女性自身の成長が図られるという双方向の効果をもたらします。

女性団体代表者による意識調査は、平成20年7月に男女共同参画型まちづくりの将来像をさぐる視点から女性団体の代表者（富岡市で活動している女性6団体の代表者6人）から対面による意見聴取をさせていただきました。実際に活動している団体の代表者から生の声を聞かせていただき、今後の男女共同参画計画作成の基礎資料にすることを目的に実施しました。団体活動についての質問を6項目用意して、回答いただきました。

地域活動への参加についての意識が以前と比べて希薄化してきているといわれていますが、どう思いますか。

(単位：人)

1 そう思う	2
2 そう思わない	2
3 変わっていない	2
4 わからない	

回答結果を見てみると、それぞれ三者三様の考え方が見受けられ1つに特定することができませんでした。内閣府資料で平成19年度男女共同参画社会の形成の状況によると、少子高齢化や人口の減少の進展、近隣との関係の希薄化、地域における世代間の交流の減少、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現の困難さといった現象がみられ、以前と比較して地域の希薄化が occurring しているとの結果が出ています。

地域のつながりが希薄化になっている原因と思われる理由は何だと思えますか。

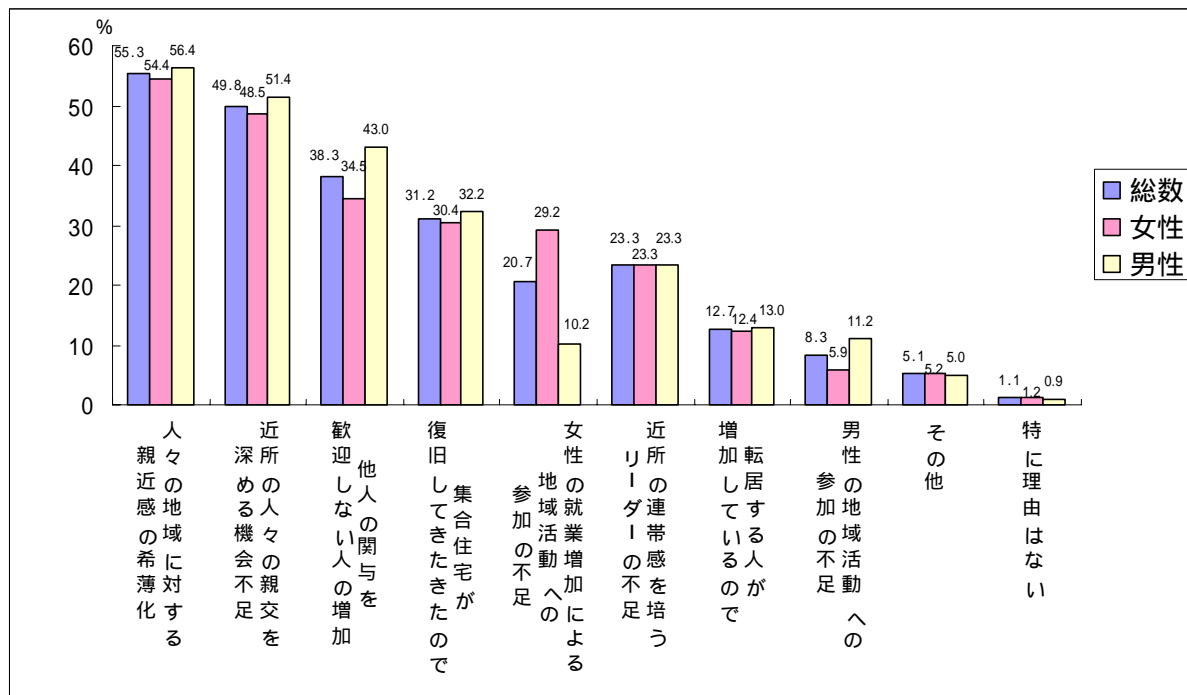
(単位：人)

1 人々の地域に対する親近感の希薄化	
2 近所の人々の親交を深める機会不足	2
3 他人の関与を歓迎しない人の増加	
4 集合住宅が普及してきたので	
5 女性の就労増加による地域活動への参加不足	2
6 近所の連帯感を培うリーダー不足	
7 男性の地域活動への参加の不足	
8 その他	2

その他 それぞれが自分の生活を守ることで忙しい、会員の高齢化

地域のつながりが希薄化になっている原因と思われる理由をたずねたところ、回答結果は「近所の人々の親交を深める機会不足」「女性の就労増加による地域活動への参加不足」「その他」が同数で、ここでも意見が分かれ、特定することができませんでした。内閣府資料で平成19年度男女共同参画社会の形成の状況によると、希薄化の原因として「1位 人々の地域に対する親近感の希薄化」、「2位 近所の人々の親交を深める機会不足」、「3位 他人の関与を歓迎しない人の増加」という順位になっていました。

### 地域のつながりが弱くなっていると思われる理由



内閣府：平成 18 年 国民生活選好度調査より作成

地域活動をしていて男女差を感じたことがありますか。

(単位：人)

1 女性が裏方の仕事を任されることが多い	1
2 役員選挙に女性が出にくいまた選ばれにくい	1
3 地域活動には女性のほうが積極的である	
4 女性の意見を取り上げてもらいにくい	
5 地域活動に女性が少ないため歓迎される	
6 行事に参加できないなど男性と差がある	
7 特に男女差はない	3
8 その他	1

その他・・・会員の女性がほとんどである。 男性1人

ここでの回答結果では、「特に男女差はない」が3人で一番多くの回答を得ています。徐々にではありますが、女性の社会参画意識に変化が出てきていることがうかがえます。

地域活動する際に支障となるものは、どんなことが考えられますか。

(単位：人)

1 時間的な余裕がない	2
2 どのような活動があるかわからない	
3 健康や体力、知識・技能に自信がない	
4 一緒に活動する知り合いが少ない	
5 参加の呼びかけがない	
6 組織活動が苦手だ	
7 活動に費用がかかる	
8 家族の理解や協力が少ない	
9 社会活動に関心がない	2
10 その他	2

その他・・・自動車の運転ができる人が少ない

回答結果では、「時間的な余裕がない」「社会活動に関心がない」「その他」が同人数となっています。行政は今後魅力ある事業計画をし、より多くの人に参加していただけるよう工夫しなければならないと思います。

女性団体の地位向上をさせるためにはどうすればよいと思いますか。

(単位：人)

1 女性の人材育成	2
2 参画に向けての学習機会の充実	1
3 参画にかかわる情報提供の推進	
4 社会慣習を改め、男性の理解と協力を得るための市民啓発を行う	2
5 審議会などに女性を登用させるなど、女性の行政への参画を推進させる	1
6 女性団体のネットワーク化をする	
7 その他	

回答結果では、「女性の人材育成」「社会慣習を改め、男性の理解と協力を得るための市民啓発を行う」が同人数となっています。行政が男女共同参画についての意識啓発を積極的に図っていくことが女性団体の地位向上をさせるためには必要と思われます。

女性の社会参画を推進させるには、どうすればよいと思いますか。

(単位：人)

1 女性が各分野で活躍し実績をあげること	
2 職場で男女平等の取り組みを進めること	1
3 行政の審議会などに女性をふやすこと	
4 企業・官公庁で女性管理職を登用すること	1
5 自治会や地域団体の長・役員に女性をふやすこと	
6 女性団体が積極的に活動すること	3
7 その他	1

回答結果では、「女性団体が積極的に活動すること」が3人で一番多くの回答を得ています。男性も女性も社会の対等なパートナーとなって、あらゆる分野において個人の能力を確保するためには、固定的な性別役割分担意識を反映している社会制度の見直しを促進して、学習や訓練機会の確保を通して女性自身の社会参画への意欲向上の支援を行うことが重要な課題であると考えられます。

# 第3章

## 基本理念と基本目標

第1節 基本理念 「男女が織りなす きらめき シルク タウン」

第2節 基本目標

## 第1節 基本理念

男女共同参画基本法においては、男女共同参画社会とは「男女が、社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会」と定義付けられています。

第1次富岡市総合計画(平成20年度～27年度)では、本市全体の魅力を一体として高め、住みよいまちづくりを進めていくために、富岡市の将来像に「人と自然と歴史が織りなす豊かなまち とみおか」を掲げ、3つの柱「誰もが安全・安心して暮らせるまちづくり」「富岡製糸場を中心とした元気なまちづくり」「市民・企業・行政の協働によるまちづくり」を設定して、計画実現のための基本理念としています。

富岡市では、男女がお互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

今回富岡市では、富岡市男女共同参画基本計画の基本理念を定めるにあたり、旧プランの基本理念「男女でつむぐ しなやかシルクタウン」と第1次富岡市総合計画の市の将来像の文章字句を一部取り入れ、検討してきました。

その結果、本計画においては、男女が共同で参画して、富岡製糸場から広がる元気と活力あるまちづくりの情熱を取り込み、8つのキーワードの頭文字(SILK TOWN)を掲げて、基本理念を「男女が織りなす きらめき シルク タウン」と決めました。

本計画は、この基本理念を第5章「施策の体系」に反映させ、富岡市の男女共同参画社会の実現に向けて、事業展開をしていきます。

### 富岡市男女共同参画基本計画 基本理念

# 男女が織りなす きらめき シルク タウン

シルク タウン  
(SILK TOWN)

#### キーワード

S = Society	(社会)
I = Independence	(自立)
L = Life	(家庭生活)
K = Kindness	(思いやり)
T = Teach & Talk	(教える・話し合う)
O = Office	(職場)
W = Work・Life・Balance	(仕事と家庭生活の調和)
N = Net-work	(ネットワーク)

## 第2節 基本目標

本計画では、男女共同参画社会を実現するために、4つの基本目標を掲げて、施策を推進していきます。

なお、以下の4つの基本目標は、29ページの「施策の体系」に位置づけられ、30ページ以降に課題・施策・事業の展開に反映されています。

### 基本目標 男女平等・男女共同参画への意識改革

男女共同参画社会実現のために、これまで法令等の条件が整備されてきましたが、実際の男女平等、男女共同参画社会にはまだ、至っていないのが現状です。

男女が家庭、学校、地域および職場などのあらゆる場面において、対等な立場に立って平等に参画できるようにするために、男女平等、男女共同参画社会の大切さが広く理解され、共有の認識の下に意識改革の浸透が不可欠です。

男女共同参画社会実現のために、意識改革の推進をしていきます。

### 基本目標 男女共同参画社会づくり

男女共同参画社会基本法では、男女が社会における対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を求めており、「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」等が示されています。男女共同参画推進の視点から、女性の参画拡大、仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現、職場における男女平等の推進を図って、「男女共同参画社会づくり」の推進をしていきます。

### 基本目標 男女が自立しやすい環境づくり

男女共同参画の実現に向けた重要な要素として、性別、年齢、健常・疾病・障害の区分にかかわらず、自らの意思に基づいて、だれもが自立して生きることができる環境づくりがあげられます。

男女共同参画の視点を浸透させながら、男女がその時々に必要な支援を受けて自立した生活や人生が送れるようにするため、「男女が自立しやすい環境づくり」の推進をしていきます。

### 基本目標 計画実現に向けての推進体制の整備

男女共同参画社会の実現に向け、着実な推進とその効果を上げていくためには、その基盤となる推進体制がしっかりしていなければなりません。

まちづくりの基本理念「市民・企業・行政の協働」と同様に、男女共同参画社会の実現を目指すため、「連携・協働体制の充実」や、施策・事業の先導役でもある市職員全体の意識と理解の浸透を強化して、「庁内の推進体制の充実」を図ることにより、「計画実現に向けての推進体制の整備」を推進します。

# 第4章

## 重点課題

第1節 男女平等・男女共同参画の教育・学習の推進

第2節 仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

## 第1節 男女平等・男女共同参画の教育・学習の推進

### 1 重点理由

男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性も、誰もがお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を持つことが不可欠です。そうした男女の人権尊重の意識や男女平等の意識を育てるため、教育・学習の果たす役割は極めて重要です。

性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、学校をはじめ、家庭・地域などの様々な場において、男女平等を進める教育・学習を図る必要があります。

家庭や職場等様々な分野における男女の地位の平等意識を見ると、学校教育や法律制度上の平等意識はかなり高くなっていますが、現実の生活における習慣やしきたりをはじめ、政治の場等社会全体の中では、男女は平等でないと感じる人が多いのが現状となっています。

こうした状況の下、あらゆる世代の男女が自分の個性に応じて自分らしい生き方ができ、社会の様々な分野に参画する能力を身につけることができるようにするためには、自分の生き方について多様な選択を可能とする教育・学習の機会が、生涯にわたって確保されていることが重要であります。

以上のことから本計画では、男女共同参画社会の実現に不可欠な市民一人ひとりの意識改革を促す手段として、「教育と学習の推進」が重要な課題であると位置づけ、「男女共同参画の教育・学習の推進」を重点課題といたします。

上記重点課題「男女平等・男女共同参画の教育・学習の推進」は、29ページの「施策の体系」に位置づけられている11の課題の一つで、本計画において緊急的且つ重要度の高い課題であることから重点課題として掲げています。

## 第2節 仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

### 1 重点理由

少子高齢化、人口減少、グローバル化をはじめとする時代の大きな変化は、これまでの働き方のままでは、個人だけでなく、個々の企業・組織や社会全体が安定的に持続可能なものではなくなくなる恐れがあります。ライフスタイルや意識の変化によって、男女の働き方や家庭生活への関わり方についての希望や事情は、大きく変わってきています。

例えば、女性の就業希望が増加して実現すると、共働きの世帯数が片働き世帯数を上回り、「女性は子どもができて働き続けた方がよい」と考える人の割合が、男女ともに高くなってくると考えられます。

また一方では、男女の仕事、家庭、地域等への関わり方が確実に変化してきており、多くの人が自らの希望する生活バランスの選択が困難な状況に直面しています。

現実問題として、男性にあっては、生活面や職業上の理由により仕事優先になってしまい、家事・育児、地域活動等仕事以外の活動に思うように関わることができない状況が生まれます。

また、女性にあっては、家事等の家庭生活の責任が重くかかり、特に育児期においては、働きたくても働けない人が多いという状況があります。

さらに、男女共通の問題として、長時間労働が健康問題にとどまらず、その人と家族を含む家庭生活の満足度に悪影響を及ぼす要因となっています。

こうした状況から、前述の諸問題を解消し、老若男女あらゆる人々が、人生の各段階において様々な希望する活動のバランスが整い、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環を生む社会の実現が必要になってきます。

以上のことから本計画では、「仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」を、男女共同参画社会実現のための根本的な課題と捉え、本計画において重点課題といたします。

上記重点課題「仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」は、29ページの「施策の体系」に位置づけられている11の課題の一つで、前ページの重点課題と同様に本計画において、緊急的且つ重要度の高い課題であることから重点課題として掲げています。

# 第5章

## 施策の展開

第1節 施策の展開の考え方と構成

第2節 施策の体系

基本目標	男女平等・男女共同参画への意識改革
------	-------------------

基本目標	男女共同参画社会づくり
------	-------------

基本目標	男女が自立しやすい環境づくり
------	----------------

基本目標	計画実現に向けての推進体制の整備
------	------------------

# 第1節 施策の展開の考え方と構成

## 1 施策の展開の考え方

前章までの富岡市の現状を踏まえ、本章では「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年 6 月 23 日公布、施行)の目指す男女共同参画社会の実現に向けて、富岡市の今後 5 ヶ年(平成 21 年度～平成 25 年度)の男女共同参画計画の事業展開を「施策の体系」に基づき計画します。

## 2 施策の体系の構成

「施策の体系」は、「基本目標」、「課題」、「施策」により構成され、「施策」の具現化のため実施する各種事業が、男女共同参画社会の実現に効果的な事業となることを目指します。

### 用語解説

- ・基本目標 ... 富岡市の男女共同参画社会実現のため定める基本的な目標で、時系的要素を考慮し、「意識改革」「社会づくり」「自立環境」「推進体制」の4つの目標を設定しました。
- ・課題 ... 基本目標の達成のため必要な課題で、国や県の男女共同参画基本計画(第2次)に掲げる重要課題等を考慮し、施策につながる課題を設定しました。
- ・施策 ... 課題の解決のため必要な施策で、課題ごとに富岡市に必要な施策(新規・継続含む)を設定しました。
- ・事業 ... 施策の具現化のため富岡市(市行政)の各担当で事業展開が必要な事業(検討中・未実施を含む)で、市行政と市民・団体・事業所を含む富岡市全体で取り組む姿勢を促し、男女共同参画社会の実現を目指す事業を設定しました。

### 番号表示

- ・基本目標 = 計 4 目標
- ・課題 = 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 計 11 課題
- ・施策 = (1) (2)、 (1) (2) (3)、 ... 課題ごとに付番 計 27 施策
- ・事業 = 1 2 3 4 ... 事業番号欄に通し番号で付番 計 95 事業

## 第2節 施策の体系 【SILK TOWN】

基本目標		課 題	施 策	事業 番号
意識 改 革	男女平等・男女共同参画への意識改革	1 社会的固定観念による性差の意識改革 ...(T) (S) (O)	(1) 性差が見受けられる社会的制度・慣行の見直し	1～4
			(2) 事業所等における男女平等・男女共同参画への意識の浸透	5～6
		2 男女平等・男女共同参画の教育・学習の推進...(T) (L) (S)	(1) 学校教育における男女平等・男女共同参画教育の推進	7～11
			(2) 家庭・地域での男女共同参画学習(話し合い含む)機会の推進	12～18
		3 男女の人権の尊重・擁護...(T) (K) (S)	(1) 男女間の暴力(DV、セクシュアル・ハラスメントを含む)の根絶	19～24
			(2) 女性の人権阻害要因の除去	25～26
社会 づ く り	男女共同参画社会づくり	4 社会の責任ある立場への女性の参画拡大 ...(S) (O) (T)	(1) 市政における審議会等への女性登用の促進	27～29
			(2) 地域組織での方針の立案・決定過程への女性参画の促進	30～31
			(3) 事業所等での女性の能力を活かした女性参画の促進	32
	5 仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 (W) (O) (L) (K)	(1) 仕事や家庭生活における固定観念による性別分業の見直し	33～35	
		(2) 事業所等の雇用形態の柔軟性推進	36～37	
	6 就業における男女平等の推進...(O) (I)	(1) 女性の職業意識・職業能力向上支援	38～41	
		(2) 雇用機会の均等の確保	42	
		(3) 女性の再就職支援	43～46	
		(4) 自営業女性の労働環境の向上	47～51	
	自 立 環 境	男女が自立しやすい環境づくり	7 健康支援サービスの充実...(I)	(1) 健康づくり、母子保健の充実
8 子育て支援の充実 ...(I) (S) (N)				(1) 乳幼児保育・放課後児童対策の支援
		(2) 地域子育てネットワーク環境の整備	62～65	
		(3) ひとり親家族等子育て支援の充実	66～70	
9 高齢者・障害者への支援の充実...(I)		(1) 高齢者・障害者の介護・福祉サービスの充実	71～73	
		(2) 高齢者・障害者の社会参画の促進	74～77	
推 進 体 制	計画実現に向けての推進体制の整備	10 連携・協働体制の充実...(N) (S) (O)	(1) 市民・団体・企業と行政の協働	78～82
			(2) 人材育成とネットワークの促進	83～85
			(3) 市民活動拠点の充実	86～87
	11 庁内推進体制の充実 ...(O) (T)	(1) 男女共同参画担当部署の充実	88～89	
		(2) 計画の進行管理体制の整備・充実	90～92	
		(3) 職員研修の充実	93～95	

課題の( )内の英字は、基本理念「男女が織りなす きらめき シルク タウン」[P24 参照]のキーワードで、関係の課題に表示。

## 基本目標

# 男女平等・男女共同参画への意識改革

男女共同参画社会の形成のため、国では憲法に定める「個人の尊重と法の下での平等」に基づき「育児休業法」「男女雇用機会均等法」「男女共同参画社会基本法」「DV防止法（略称）」等の制定や改正を行い、「男女共同参画基本計画（第2次）」を閣議決定し、「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけています。

群馬県においても「群馬県男女共同参画推進条例」の施行や「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

また、合併前の富岡市では、「富岡市男女共同参画プラン」を策定し、関係施策の展開に努めてきました。

しかし、法令等の条件が整備されても、実際の男女平等・男女共同参画社会を築くには、社会を形成する市民や事業所等にその大切さが広く理解され、共有の認識の下に意識改革の浸透が不可欠です。

そこで、「男女平等・男女共同参画への意識改革」を基本目標と定め、この目標達成のため、次の3つを課題に掲げます。

課題1 社会的固定観念による性差の意識改革

課題2 男女平等・男女共同参画の教育・学習の推進

課題3 男女の人権の尊重・擁護

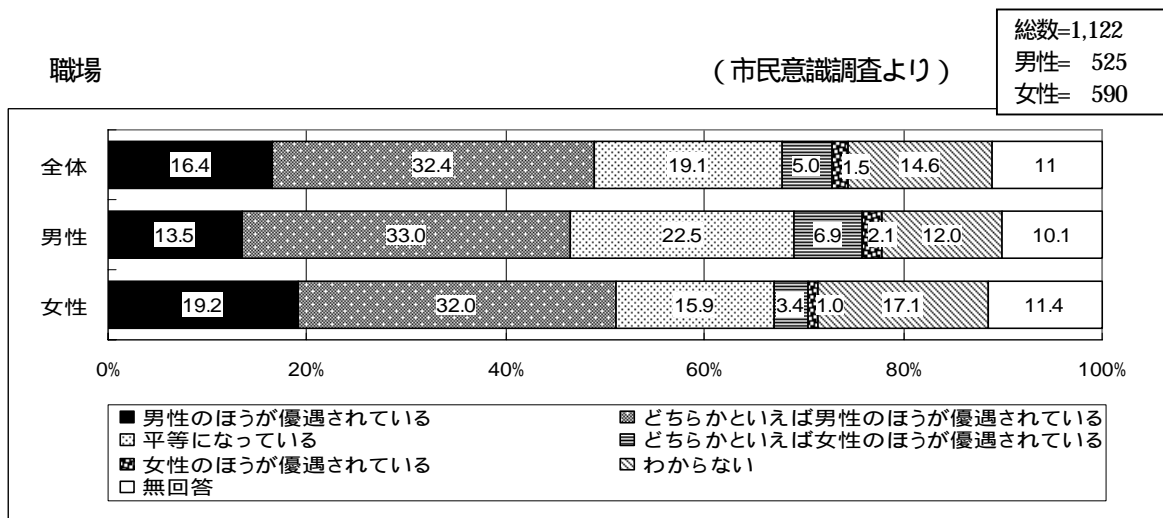
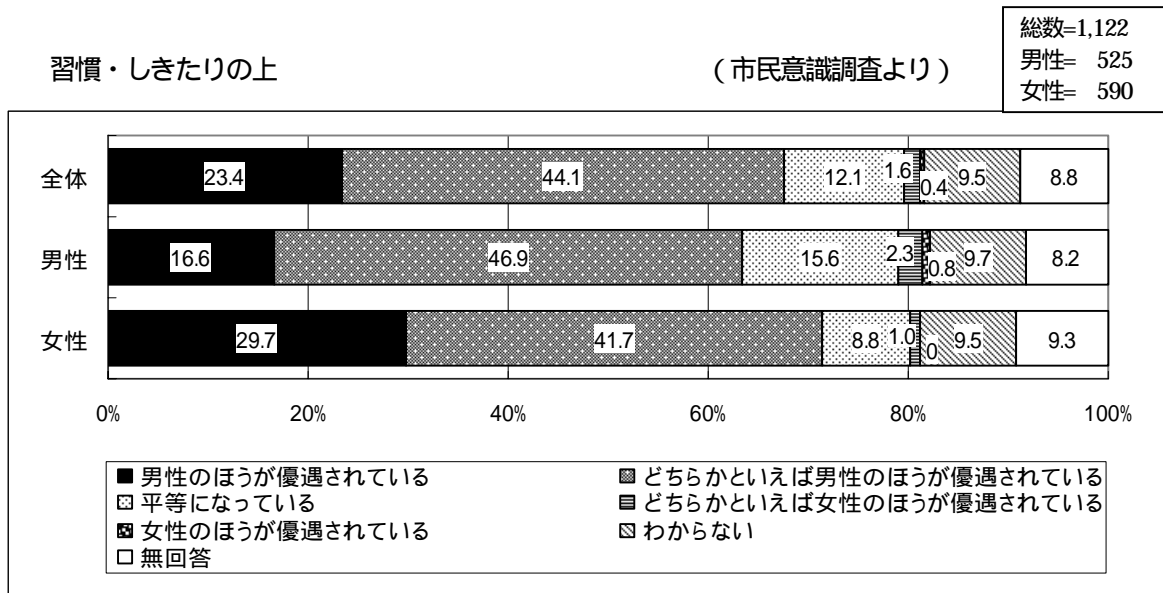
## 課題1 社会的固定観念による性差の意識改革

「富岡市男女共同参画市民意識調査」(平成18年度調査。以下「市民意識調査」という。)によると、「習慣・しきたりの上」で男性のほうが優遇されている(どちらかといえば男性のほうが優遇を含む)という回答が、全体で67.5%となっています。

また、職場における回答でも全体で半数近くの48.8%が男性優遇(どちらかといえば男性優遇を含む)という結果が出ています。

これらの結果からも、富岡市にはまだまだ社会的固定観念による男性優遇とする社会体質が残っていることが考えられ、男女平等・男女共同参画社会の実現を目指すとき、市民社会における意識改革の徹底が早急な課題といえるでしょう。

富岡市では、この社会的固定観念による性差の意識改革のため、「性差が見受けられる社会的制度・慣行の見直し」「事業所等における男女平等・男女共同参画への意識の浸透」を施策に定め、事業に取り組みます。



総数は、性別不明回答者数を含むため、男女合計と一致しない場合があります。

施策（１） 性差が見受けられる社会的制度・慣行の見直し

事業	担当課	事業番号
社会的固定観念による性差の解消のための啓発資料の収集・配布	安全安心課	1
性差に係る社会的制度・慣行の事例調査	安全安心課	2
地域組織等への性差に係る社会的制度・慣行の見直しの啓発	安全安心課	3
所管関係団体への性差に係る慣行の見直しの啓発	関係各課	4

施策（２） 事業所等における男女平等・男女共同参画への意識の浸透

事業	担当課	事業番号
男女平等意識の浸透のための職場内研修実施の呼びかけ	安全安心課・工業課	5
出前講座の呼びかけ及び実施	生涯学習センター、安全安心課 工業課	6

## 課題2 男女平等・男女共同参画の教育・学習の推進

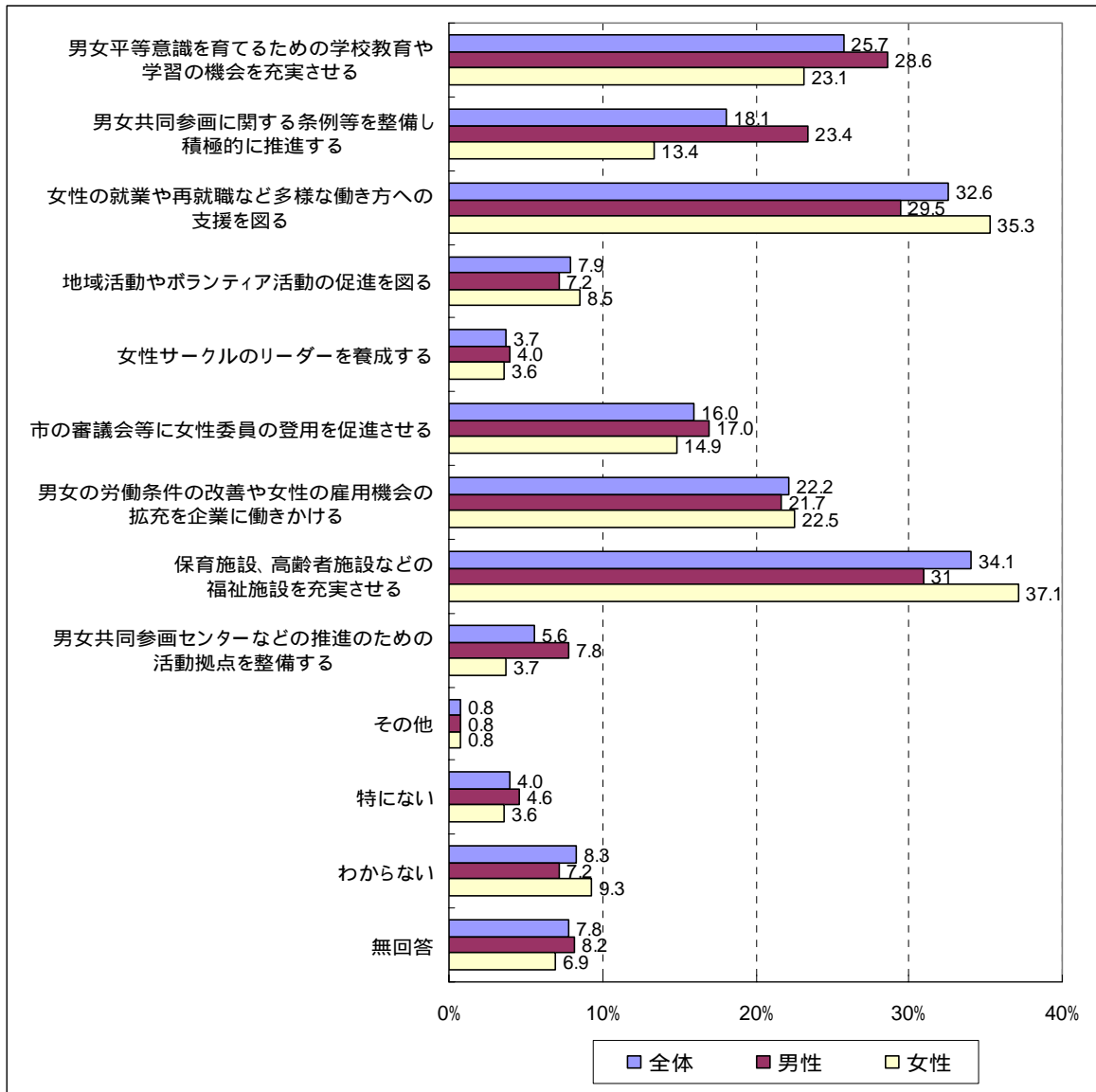
「市民意識調査」によると、「市に求める施策」の上位3番目に「男女平等意識を育てるための学校教育や学習の機会を充実させる」という回答が、全体で25.7%となっています。

この結果からも、男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃から生活のあらゆる場面で、性別にかかわらず、お互いを尊重し、協力し合う心を養うことが重要と考えられます。

また、社会教育の場面においても市民一人ひとりが、性差による不平等の認識、その改善のための思いやりの心やお互いの個性と能力を認め合った社会の実現を目指した学習が、大変重要となってきます。

富岡市では、男女平等・男女共同参画社会への意識改革を充実させるため、「学校教育における男女平等・男女共同参画教育の推進」「家庭・地域での男女共同参画学習(話し合い含む)機会の推進」を施策に定め、事業に取り組みます。

あなたは、男女共同参画社会の形成に向けて、今後富岡市はどのような取り組みに力を入れた方がよいと思いますか。(複数回答) (市民意識調査より)



### 施策（１） 学校教育における男女平等・男女共同参画教育の推進

事 業	担 当 課	事業番号
啓発補助教材「のびのびといきいきと」の作成及び活用による男女平等等の教育の推進	安全安心課、学校教育課	7
性教育の充実	学校教育課	8
家庭科教育の充実	学校教育課	9
男女混合名簿導入の検討	学校教育課	10
性別にとらわれない進路指導の徹底	学校教育課	11

### 施策（２） 家庭・地域での男女共同参画学習（話し合い含む）機会の推進

事 業	担 当 課	事業番号
男女共同参画講演会の開催	安全安心課	12
「広報とみおか」への男女共同参画の特集記事、シリーズ記事の定期的な掲載	市長公室、安全安心課	13
市のホームページへ特集記事の掲載	安全安心課	14
出前講座の呼びかけ及び実施	生涯学習センター、安全安心課	15
学習内容の充実	生涯学習センター	16
学習情報の提供、相談体制の充実	生涯学習センター	17
図書館サービスの充実	生涯学習センター（図書館）	18

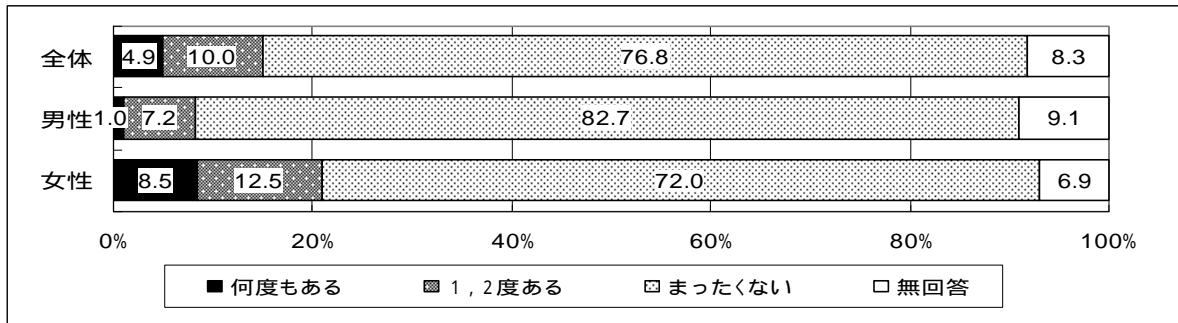
### 課題3 男女の人権の尊重・擁護

「市民意識調査」によると、「配偶者や恋人等親しい関係にある人から暴力(身体的・精神的・性的・経済的等)を受けた」ことの有無の質問に対し、全体で14.9%の人が「ある」と回答しています。

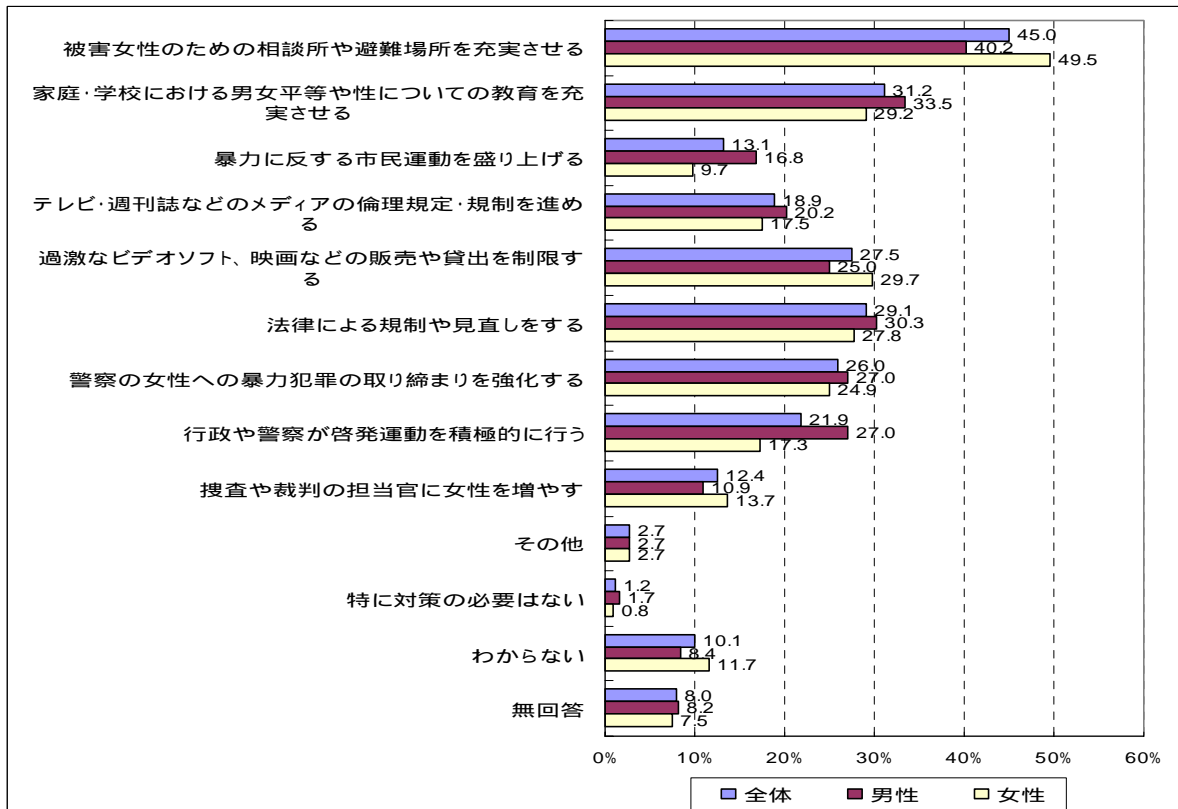
また、「暴力根絶」のための対策として、「相談所や避難所の充実」「男女平等や性についての教育の充実」の回答が、それぞれ全体で45.0%、31.2%と上位となっています。

富岡市では、憲法に定める「基本的人権」が永久の権利として侵されないよう、「男女間の暴力(DV、セクハラ・ハラスメントを含む)の根絶」「女性の人権阻害要因の除去」を施策に定め、事業に取り組みます。

あなたは、配偶者や恋人等親しい関係にある人から暴力(身体的・精神的・性的・経済的等)を受けたことがありますか。(市民意識調査より)



あなたは、女性に対する暴力をなくすためには、どのような対策が必要だと思いますか。(複数回答)(市民意識調査より)



## 施策（１） 男女間の暴力（DV、セクシュアル・ハラスメントを含む）の根絶

事業	担当課	事業番号
「広報とみおか」やパンフレットへの掲載及び講座等の開催による女性への暴力根絶の啓発	市長公室、安全安心課	19
学校教育、社会教育での性に関する教育の推進	学校教育課、生涯学習センター	20
事業主等に対するセクシュアル・ハラスメント防止対策の呼びかけ	安全安心課、工業課 商業観光課	21
関連機関と連携し、相談体制の充実	安全安心課	22
被害者救済ネットワークの育成・支援	安全安心課	23
県に対して家庭内暴力からの避難所(シェルター)整備の要請	安全安心課	24

DVとは、ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略で、配偶者や恋人など親しい男女関係にある人から受ける身体的、精神的、性的な暴力のことです。社会問題として深刻化してきたこの問題を法的処罰の対象とするため、DV防止法（略称）が平成13年4月に制定され、平成20年1月11日一部改正され施行しました。

セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反した性的な性質の言動など、性的いやがらせのことです。男女雇用機会均等法改正で事業主に防止の配慮義務が課せられました。

## 施策（２） 女性の人権阻害要因の除去

事業	担当課	事業番号
有害図書・ビデオ・DVD等の回収	生涯学習センター	25
有害環境浄化運動に関する広報活動	安全安心課	26

## 基本目標

## 男女共同参画社会づくり

基本目標 「男女平等・男女共同参画への意識改革」による心の改革の浸透とともに、実際の男女共同参画社会には、いったいどのような社会的取り組みが必要であるか、基本目標において目標を定め、課題・施策・事業の展開を計画します。

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を求めており、「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」等が示されています。

そこで、富岡市においてもこの法律の目指す社会づくりのため、意識改革推進の下、「男女共同参画社会づくり」を基本目標 と定め、この目標達成のため、次の3つを課題に掲げます。

課題4 社会の責任ある立場への女性の参画拡大

課題5 仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

課題6 就業における男女平等の推進

## 課題4 社会の責任ある立場への女性の参画拡大

富岡市では、第1次富岡市総合計画（平成20年度～27年度）の基本計画において、「男女共同参画社会の実現」を掲げ、「審議会等における女性登用率」をまちづくり指標（成果指標）として設定しています。

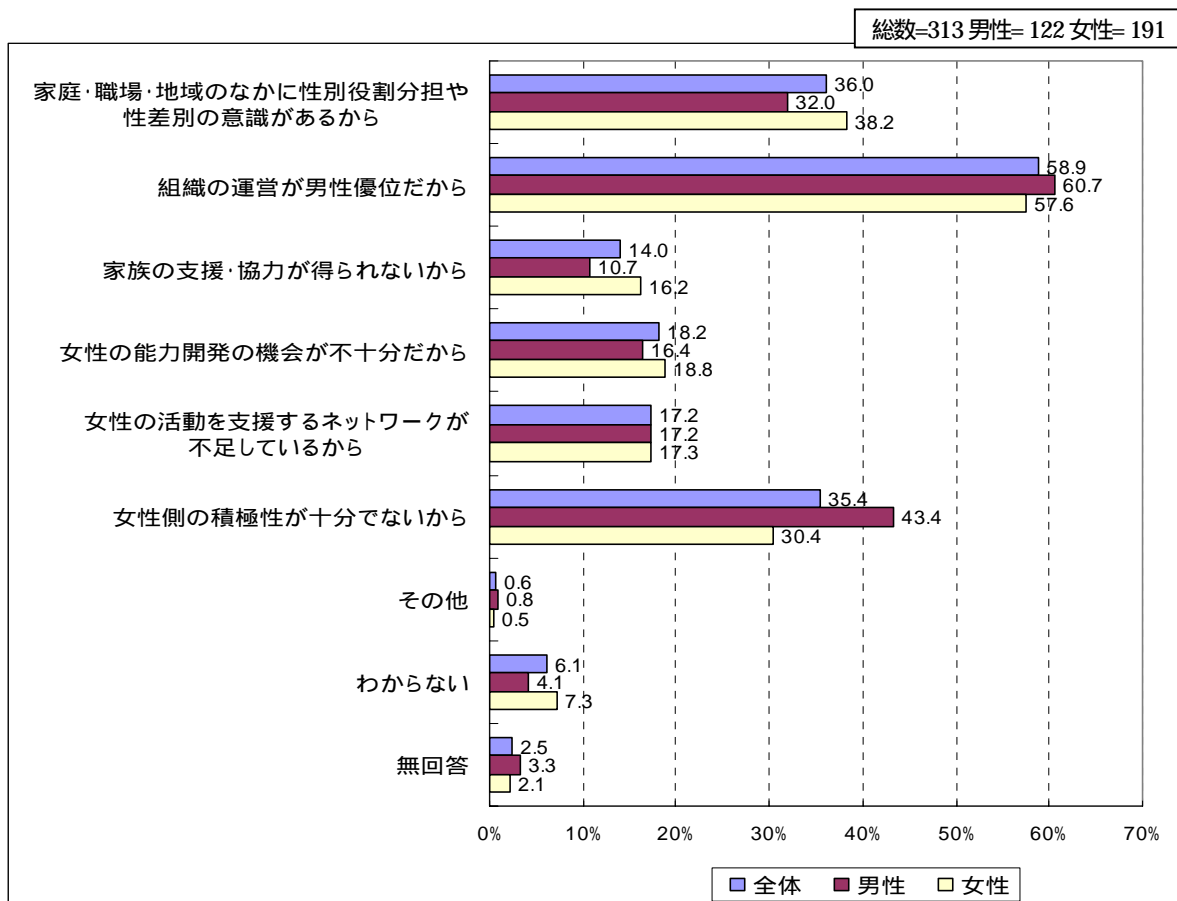
これは、男女共同参画社会の実現の方策の手段として、市政における女性の関わりを拡大し、併せて方針の立案・決定過程の参画を促進することをねらいとしています。

また、「市民意識調査」によると、「女性の社会参画について」の中で、「女性が方針決定過程に参画していない理由」の質問に対し、1位が「組織の運営が男性優位」で58.9%（全体）2位が「家庭・職場・地域のなかに性別役割分担や性差別の意識があるから」で36.0%（全体）と続いています。

これらの結果からも「社会の責任ある立場への女性の参画拡大」が大変重要となってきます。

富岡市では、「市政における審議会等への女性登用の促進」「地域組織での方針の立案・決定過程への女性参画の促進」「事業所等での女性の能力を活かした女性参画の促進」を施策と定め、事業に取り組みます。

女性が方針決定の過程に参画していない理由は何だと思われますか。（複数回答）（市民意識調査より）



### 施策（１） 市政における審議会等への女性登用の促進

事業	担当課	事業番号
審議会等における女性登用状況の調査及び公表	関係各課、安全安心課	27
審議会等における女性登用率統一目標の計画的推進	関係各課	28
団体・地域組織への審議会等における女性登用の働きかけ	関係各課	29

### 施策（２） 地域組織での方針の立案・決定過程への女性参画の促進

事業	担当課	事業番号
地域組織・団体への女性登用の働きかけ	全庁	30
地域組織女性参画に係る家庭での理解の啓発	安全安心課	31

### 施策（３） 事業所等での女性の能力を活かした女性参画の促進

事業	担当課	事業番号
事業所等への女性の能力を活かした女性参画（登用含む）の呼びかけ	安全安心課、工業課 商業観光課	32

## 課題5 仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

働く女性にとって、「仕事と家庭生活の両立」がうまくいくかどうか、重要な問題といわれています。その背景には、家庭生活上で「炊事」「洗濯」「掃除」といった業務が、「女性の仕事」とであると固定観念によって考えられている風潮が多いためではないでしょうか。(P12 市民意識調査「家事の分担状況」参照)

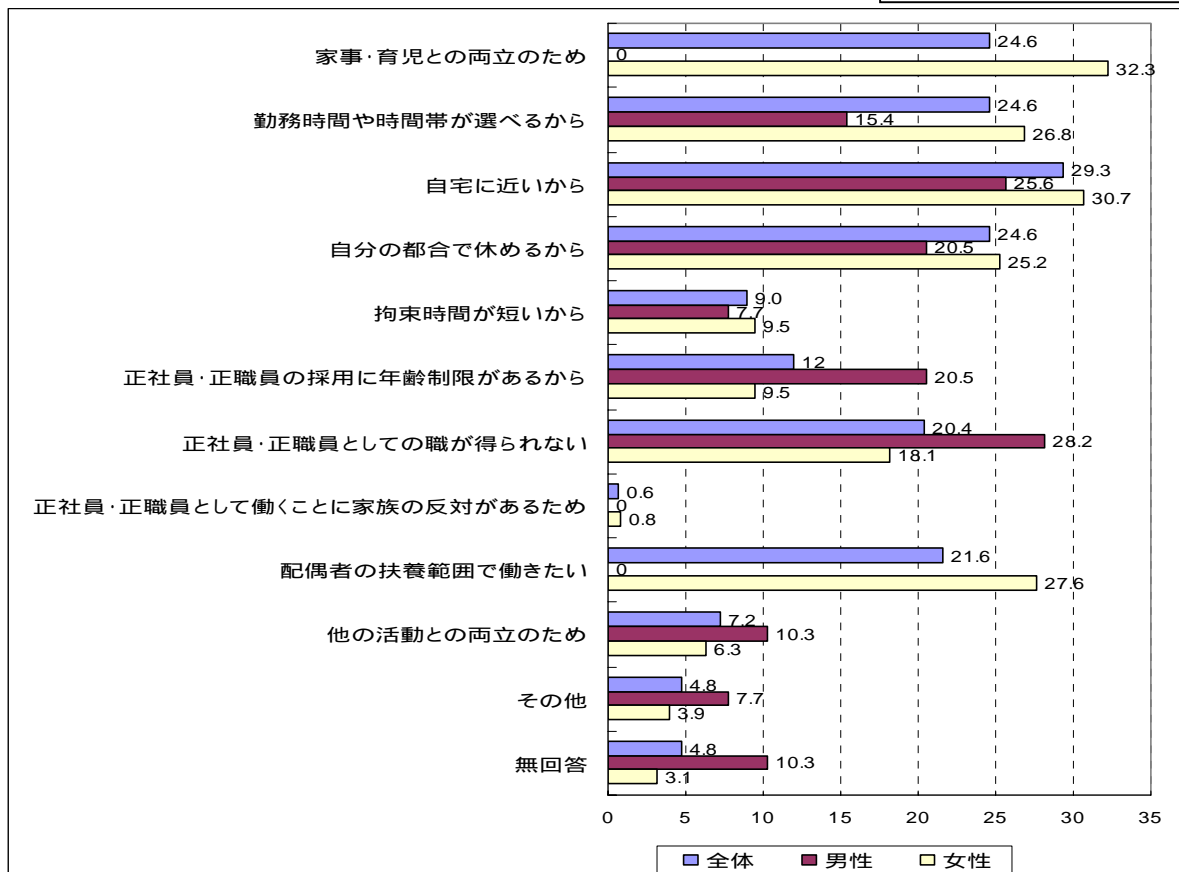
また、同じく市民意識調査で、「パート・アルバイト・派遣登録社員等の人」への質問で、「あなたが、現在のような働き方をしている理由」の女性の回答の1位が、「家事・育児との両立のため」で32.3%、2位が、「自宅に近いから」で30.7%となっています。

さらに、夫婦関係の満足度の要因を調べた調査(家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」)によると、夫婦双方とも職場の雇用形態の柔軟性が進み、職場に拘束される時間が減少することにより、家庭生活において平日は「食事とくつろぎの時間」が増し、休日には「家事・育児や趣味・娯楽・スポーツ」などを共有する時間や「夫婦の会話時間」が増し、夫婦関係の満足度が収入の減少と比較しても、より満足度が大きいという結果が出ています。

このような結果からも「仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」は、夫婦の生活の満足度に大きな影響のある重要な要素といえるでしょう。

富岡市では、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、「仕事や家庭生活における固定観念による性別分業の見直し」「事業所等の雇用形態の柔軟性推進」を施策と定め、事業に取り組みます。

(パート・アルバイト・派遣登録社員等の人におたずねしました。) (市民意識調査より)  
あなたが、現在のような働き方をしている理由は何ですか。(複数回答) 総数=730 男性=395 女性=335



### 施策（１） 仕事や家庭生活における固定観念による性別分業の見直し

事業	担当課	事業番号
仕事や家庭生活における固定観念による性別分業の調査及び見直し啓発	安全安心課	33
男性のライフアップセミナーの開催	安全安心課	34
仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発	安全安心課	35

### 施策（２） 事業所等の雇用形態の柔軟性推進

事業	担当課	事業番号
事業所等の雇用形態に係る調査	安全安心課、工業課 商業観光課	36
事業所等の雇用形態の柔軟性の促進	安全安心課、工業課 商業観光課	37

## 課題6 就業における男女平等の推進

就業は、生活の経済的基盤を維持する上で重要な意味をもっています。男女共同参画社会の実現を目指すとき、就業における男女の雇用機会の均等や労働環境・待遇の確保も、重要な要素となってきます。

しかし、一方で、女性労働者に対する深夜を含む時間外労働の規制解消などを盛り込んだ労働基準法の一部改正があり、男性と対等の働き方が求められるようになり、家事や育児の負担を担う女性にはまだ多くの課題があります。

また、国際化が進む現代社会において、国内産業の景気動向も世界経済の情勢に少なからず影響があり、企業の雇用環境も悪化が続いています。

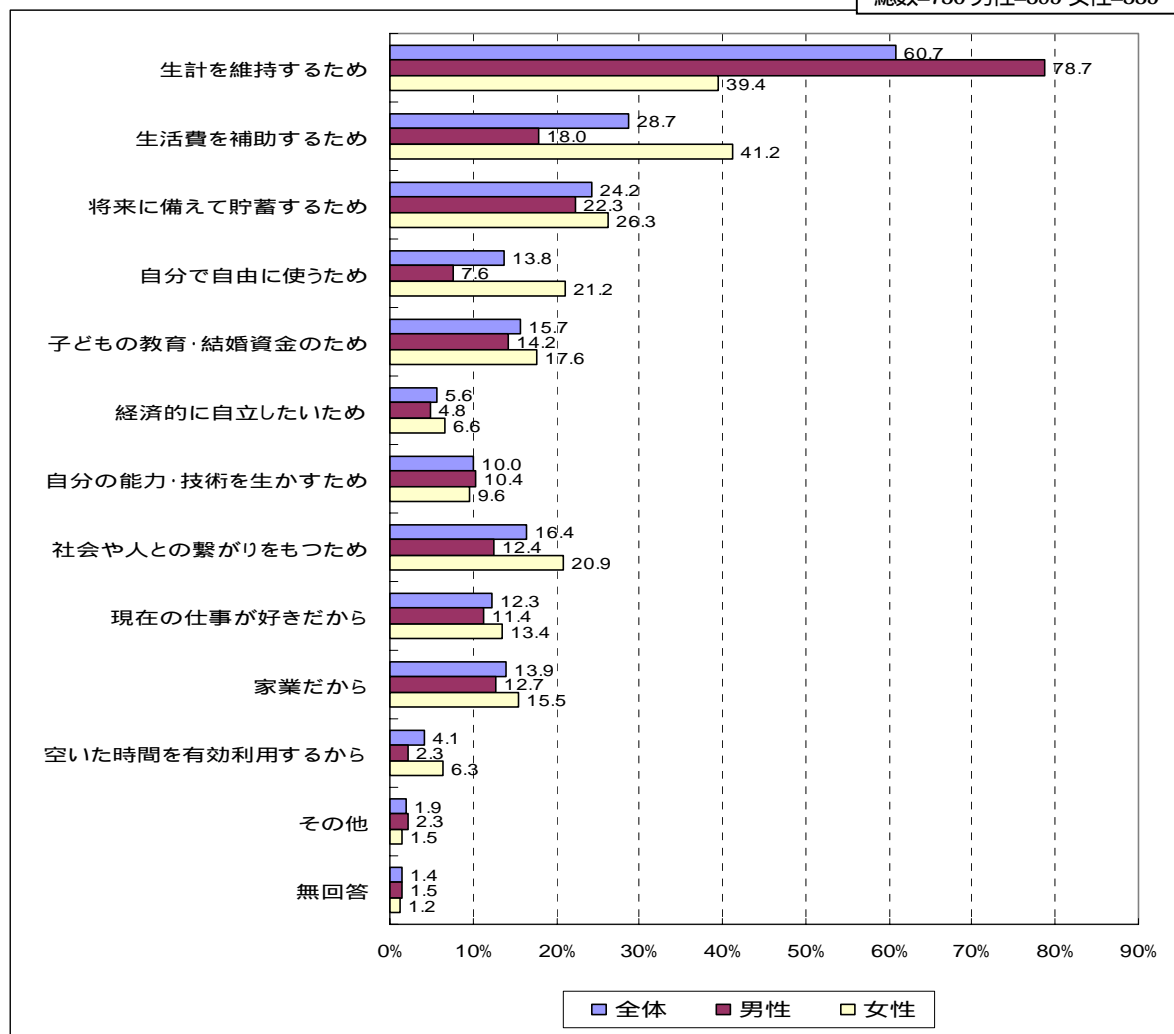
こういった雇用環境の下、「市民意識調査」によると、「仕事をしている主な理由」の質問に、男性回答の1位が「生計を維持するため」で78.7%、女性回答の1位が「生活費を補助するため」で41.2%となっており、仕事に対する男女の役割意識の違いが読み取れる結果となっています。

富岡市では、就業における男女平等の推進を図るため、「女性の職業意識・職業能力向上支援」「雇用機会の均等の確保」「女性の再就職支援」「自営業女性の労働環境の向上支援」を施策に定め、事業に取り組みます。

(市民意識調査より)

あなたが仕事をしている主な理由はなんですか。(複数回答)

総数=730 男性=395 女性=335



### 施策（１） 女性の職業意識・職業能力向上支援

事 業	担 当 課	事業番号
女性の職業意識を醸成する教育・学習の推進	学校教育課、工業課	38
新規学卒者の事業所見学会の開催	工業課	39
労働講座の開催及び技術取得講座の充実	工業課	40
富岡高等職業訓練校等への支援	工業課	41

### 施策（２） 雇用機会の均等の確保

事 業	担 当 課	事業番号
改正男女雇用機会均等法・労働基準法等の広報・啓発	工業課	42

### 施策（３） 女性の再就職支援

事 業	担 当 課	事業番号
女性再就職支援講座の開設	安全安心課	43
女性就業援助相談の充実	工業課	44
労働基準法、パートタイム労働法・及び指針、労働派遣法、 等労働関係法規の周知徹底	工業課、商業観光課 安全安心課	45
無料法律相談の実施	市民課	46

### 施策（４） 自営業女性の労働環境の向上

事 業	担 当 課	事業番号
家族経営協定づくりの促進	農林課、商業観光課	47
労働報酬支払いの促進	農林課、商業観光課	48
農村生活アドバイザー認定事業の推進	農林課	49
新技術等導入支援による働きやすい作業環境づくりの促進	農林課	50
女性対象の技術力・経営力等養成のための研修会等の開催	農林課	51

## 基本目標

# 男女が自立しやすい環境づくり

基本目標 「男女共同参画社会づくり」により、社会（市政、地域、職場）と家庭生活での男女共同参画の実現に向けた取り組みが進められますが、もう一つの取り組みの重要な要素に、性別、年齢、健常・疾病・障害の区分にかかわらず、自らの意思に基づいて、だれもが自立して生きることができる環境づくりがあげられます。

例えば、女性は、妊娠・出産・授乳という男性と異なる生理的特徴を持っています。こういった状況下での女性は、職場・地域社会、家庭生活においても種々の制約を受ける立場になることがあります。

このような女性の特徴的な問題は、女性だけの問題ととらわれがちですが、家庭ではもちろんのこと、職場、地域社会においても男性がもっと関心や思いやりの心をもって関わっていくことが大切です。

また、男女共同参画社会の構成を考えると、全ての人々による社会の形成が必要となります。

このようなことから、高齢者、疾病・障害を持つ人、仕事と家庭生活の両立が大変な子育て世代、そしてこういった方々を取り巻く市民の健康等において、「自立環境」の整備という観点が極めて重要となってきます。

そこで、富岡市においても男女共同参画の視点を浸透させながら、男女がその時々に必要な支援を受けて自立した生活や人生を送ることができるようにするため、「男女が自立しやすい環境づくり」を基本目標 と定め、この目標達成のため、次の3つを課題に掲げます。

課題7 健康支援サービスの充実

課題8 子育て支援の充実

課題9 高齢者・障害者への支援の充実

## 課題7 健康支援サービスの充実

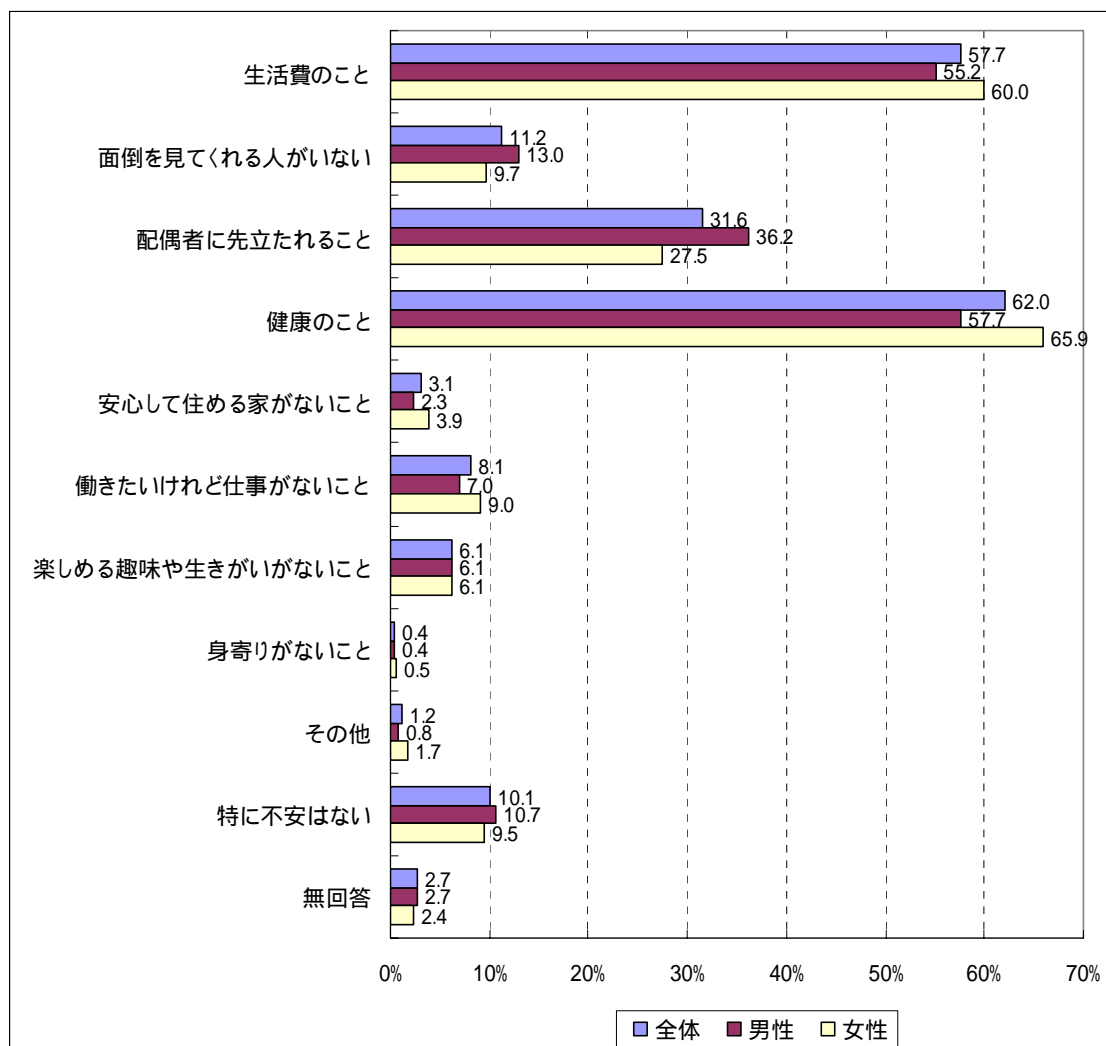
男女共同参画社会実現のため、「男女が自立しやすい環境づくり」を目指すとき、市民への健康支援サービスが安心した市民生活を送るために重要なサービスとなっています。

「市民意識調査」によると、「老後について不安に思うこと」の質問に対し、男女ともに「健康のこと」という回答が最も多く、男性57.7%、女性65.9%、全体で62.0%となっています。

富岡市では、「すこやかな一生」を目指す姿として、市民一人ひとりの健康づくりのための計画書「健康とみおか21」を平成18年に策定し、健康づくりを総合的に推進しています。

男女共同参画計画においても、この「健康とみおか21」と連携を図り、男女それぞれの健康づくりと、次世代誕生に直接関係のある母子保健サービスを推進するため、「健康づくり、母子保健の充実」を施策に定め、事業に取り組みます。

あなたは、ご自分の老後について不安に思うことがありますか。（複数回答）（市民意識調査より）



施策（１） 健康づくり、母子保健の充実

事業	担当課	事業番号
健康づくり計画「健康とみおか21」の推進	健康推進課	52
各種健診（検診）の受診率の向上と指導の充実	健康推進課	53
健康教育・健康相談（心の健康相談含む）の充実	健康推進課	54
母子保健サービスの充実	健康推進課	55
母親学級の充実	健康推進課	56

## 課題8 子育て支援の充実

現代社会における少子化問題には、子育てに不安（とりわけ費用面）を抱える男女が、一日の中で仕事に占める時間の割合が高く、安心して出産・育児に携わることができないという不安を秘めています。

「市民意識調査」によると、子どもをお持ちの方に聞いた質問（男性は自分自身に、女性は夫に対するイメージ）で、実際の働き方で「仕事優先・子育て優先」の質問に対し、77.9%（全体）と約8割近くの方が「仕事を優先」（どちらかといえば含む）という結果となっています。

富岡市では、国の「次世代育成支援対策推進法」の制定による行動計画策定の義務化を受け、平成17年に「にこにこ いきいき みんなで子育て 笑顔あふれる とみおか」を掲げた「富岡市次世代育成支援行動計画」を策定しました。この行動計画は、富岡市が今後進めていくための子育て支援策の方向性や具体的な目標を定め、子育て環境の整備を推進しています。

男女共同参画計画におきましても、「富岡市次世代育成支援行動計画」と連携し、男女共同参画実現のための「自立環境づくり」という視点に立ち、少子化・核家族化の進行が著しい現代社会において、「子育て支援の充実」を課題に掲げます。そして、その具現化のため、「乳幼児保育・放課後児童対策の支援」「地域子育てネットワーク環境の整備」「ひとり親家族等子育て支援の充実」を施策に定め、事業に取り組みます。

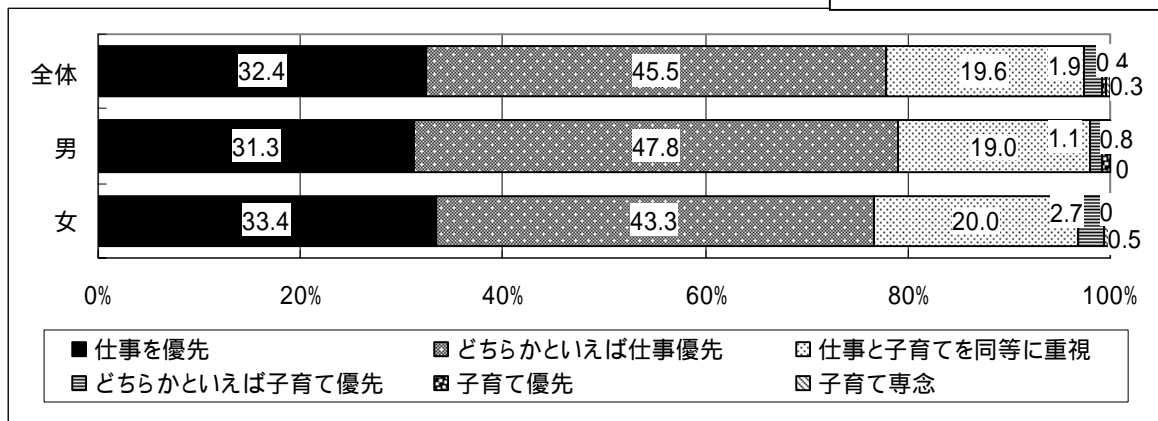
（子どもをお持ちの方におたずねしました。）

（市民意識調査より）

（男性に質問）実際、あなたの働き方に近いものはどれですか。

（女性に質問）あなたの配偶者の働き方に近いものはどれですか。

総数=772 男性=368 女性=404



### 施策（１） 乳幼児保育・放課後児童対策の充実

事業	担当課	事業番号
「富岡市次世代育成支援行動計画」の推進	こども課	57
乳幼児育成支援事業・保育サービスの充実	こども課	58
学童保育事業の充実	こども課	59
子育て相談・育児相談の充実	こども課	60
児童手当等支給制度の充実	こども課	61

### 施策（２） 地域子育てネットワーク環境の整備

事業	担当課	事業番号
「富岡市次世代育成支援行動計画」の推進（再掲）	こども課	62
地域子育て支援センターの充実	こども課	63
地域子育て支援ネットワークの構築	こども課	64
子育てサークルの支援	こども課	65

### 施策（３） ひとり親家族等子育て支援の充実

事業	担当課	事業番号
母子会の活動支援の充実	こども課	66
母子家庭等就業資格取得支援事業の周知	こども課	67
母子生活支援施設への入所措置の実施	こども課	68
ふれあい支援事業の推進	こども課	69
母子・父子家庭医療費の支給促進	国保年金課	70

## 課題9 高齢者・障害者への支援の充実

高齢化が進む社会は、少子化問題と同様、社会を形成する人口比率という点で大きな課題を含んでいます。

男女共同参画社会の実現を考えると、年々人口比率の高まる高齢者の社会参画が円滑に進むことが、大変重要な要素です。

富岡市の高齢化率(全人口に占める65歳以上の人の割合)は、平成20年4月1日現在で24.6%となっています。65歳以上の人口の合計は、13,136人で、男性5,712人、女性7,424人という内訳で、1,712人女性のほうが多い人口構成となっています。

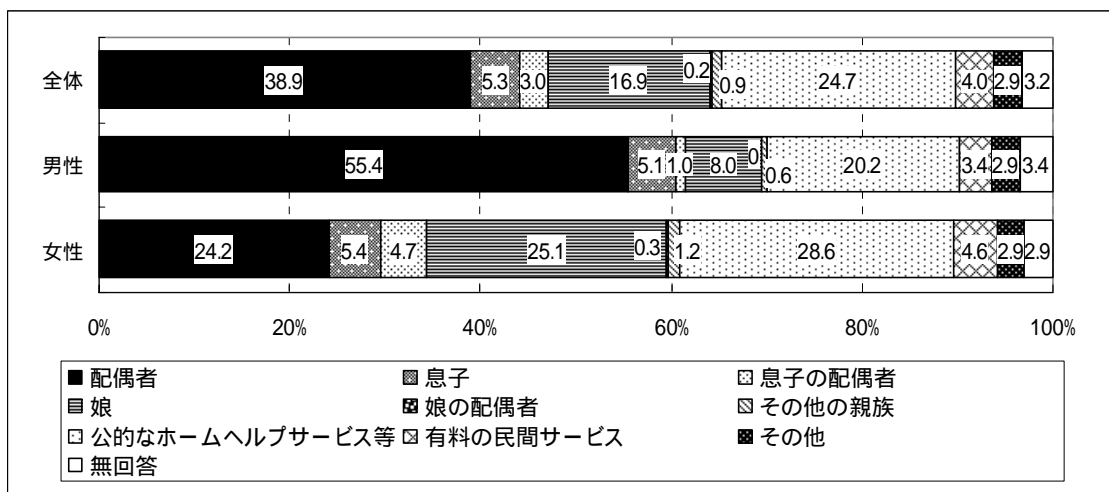
「市民意識調査」によると、「高齢になり日常生活に不便が生じた場合、誰に介護をしてほしいか」の質問に対し、男性の1位は「配偶者(妻)」で55.4%、3位に「娘」で8.0%、合計63.4%を女性に介護してほしいと考えています。一方、女性の1位は「公的なホームヘルプサービス等」で28.6%、2位に「娘」で25.1%、3位に「配偶者(夫)」で24.2%という回答で、女性で配偶者に介護をしてほしいと思う人は、男性の半分以下という結果となっています。

この結果から、高齢になり介護を受ける状態になった時、介護をしてほしいと思う対象が男女で意識の違いが見受けられ、豊富な経験を生かした社会の担い手として活躍が期待される高齢者世代での男女共同参画社会の実現に課題となっています。

また、障害者においても障害を社会全体で支えていく環境の下、男女がいきいきとした安心して暮らせる社会づくりが大変重要です。

以上のことから富岡市では、「高齢者・障害者への支援の充実」を課題に掲げ、その具現化のため「高齢者・障害者の介護・福祉サービスの充実」「高齢者・障害者の社会参画の促進」を施策に定め、事業に取り組みます。

あなたが高齢になり日常生活に不便を感じるようになったときは、どなたに介護をしてほしいと思いますか。(市民意識調査より)



施策（１） 高齢者・障害者の介護・福祉サービスの充実

事業	担当課	事業番号
介護保険サービスの充実	高齢介護課	71
高齢者の自立支援（相談、権利擁護、ケアマネジメント等）の充実	高齢介護課	72
障害福祉サービスの充実	福祉課	73

施策（２） 高齢者・障害者の社会参画の充実

事業	担当課	事業番号
シルバー人材センター事業補助	高齢介護課	74
社会福祉活動の充実	福祉課（社会福祉協議会）	75
高齢者交流スペース「いきいきサロン」の設置内容の見直し	高齢介護課	76
障害者の利用しやすい活動拠点の整備・充実	福祉課、高齢介護課 都市計画課、スポーツ課	77

## 基本目標

## 計画実現に向けての推進体制の整備

これまでに基本目標 で「意識改革」「社会づくり」「自立環境」という項目を目標に掲げ、男女があらゆる分野で個性と能力を発揮し合い、共に生きる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの姿勢と事業を示してきました。

しかし、こういった計画を男女共同参画社会の実現に向け着実に推進し、その効果を上げていくためには、その基盤となる推進体制がしっかりしていなければなりません。

第1次富岡市総合計画の基本構想では、まちづくりの基本理念に「市民・企業・行政の協働によるまちづくり」が掲げられています。この理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、行政が「市民・団体・企業等との連携・協働による推進体制」を構築させていくことが重要です。

また、富岡市の行う施策・事業においては、職員全体の意識や理解の浸透が不可欠であり、庁内に計画の進捗状況の把握や効果の評価、必要に応じて見直しを検討する進行管理体制、言わば職員一人ひとりが事業の推進・検証役となるよう「庁内の推進体制」が求められます。

その一方で、市行政が男女共同参画社会の職場の先導役となることも期待されています。

そこで、富岡市の男女共同参画社会の実現のため、「計画実現に向けての推進体制の整備」を基本目標 と定め、次の2つを課題に掲げます。

課題 10 連携・協働体制の充実

課題 11 庁内推進体制の充実

## 課題 10 連携・協働体制の充実

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野での取り組みが不可欠であり、富岡市が直接行う施策・事業だけでなく、社会の担い手である市民、団体、企業等がそれぞれの立場で目的を理解し、行政と連携・協働体制の下、主体的な取り組みを行うことが必要となります。

このような連携・協働体制の広がりにより、男女共同参画社会実現の姿勢を示すメッセージとして「都市宣言」や「条例」の制定に向けた市民意識の機運が高まることも期待できます。

また、男女共同参画社会の実現のため、その人材育成やネットワークの構築にも行政と市民・団体・企業等との連携・協働が効果的な手法として考えられ、このような手法による市民活動の拠点の整備・充実も併せて必要となります。

以上のことから富岡市では、「連携・協働体制の充実」を課題に掲げ、その具現化のため「市民・団体・企業と行政の協働」「人材育成とネットワークの促進」「市民活動拠点の充実」を施策に定め、事業に取り組みます。

### 施策（１） 市民・団体・企業と行政の協働

事業	担当課	事業番号
男女共同参画計画(概要版)の市民への周知	安全安心課、市長公室	78
男女共同参画計画(概要版)の審議会等への周知と連携・協働	関係各課	79
男女共同参画計画(概要版)の団体・企業への周知と連携・協働	関係各課	80
男女共同参画視点に立った地域イベントの活性化	関係各課	81
「男女共同参画都市宣言」「男女共同参画推進条例(仮称)」制定に係る市民協働での機運の醸成及び検討	安全安心課、企画経営課	82

### 施策（２） 人材育成とネットワークの促進

事業	担当課	事業番号
女性人材の発掘と登録制度の構築	安全安心課	83
地域組織における女性リーダーの育成とネットワークの構築	安全安心課	84
女性団体の活動支援とネットワークの構築	安全安心課	85

### 施策（３） 市民活動拠点の充実

事業	担当課	事業番号
男女共同参画拠点の整備・利用促進	安全安心課	86
男女共同参画関係図書・資料コーナーの充実及び周知	安全安心課	87

## 課題 11 庁内推進体制の充実

本計画は、福祉、教育、労働など、幅広い分野にかかわりがあり、全庁的な取り組みが必要です。

そのため、本計画を効果的に男女共同参画社会の実現に向け推進するためには、男女共同参画担当と関係各課とが綿密な連携を持ち、調整しながら事業を進める必要があります。

また、計画期間（平成 21 年度～平成 25 年度）内に施策の体系に掲げる課題・施策及び各担当事業の効果の評価や進捗状況を把握するための進行管理体制の確立と計画の見直しを含む管理体制の充実も重要となってきます。

富岡市は、こういった観点と市内の企業等における男女共同参画取り組みの一事業所として市役所を位置づけ、率先して男女共同参画を推進していくため、職員研修の充実と実践を図っていきます。

以上のことから富岡市では、「庁内推進体制の充実」を課題に掲げ、その具現化のため「男女共同参画担当部署の充実」「計画の進行管理体制の整備・充実」「職員研修の充実」を施策に定め事業に取り組みます。

### 施策（１） 男女共同参画担当部署の充実

事業	担当課	事業番号
組織・機構の見直しによる男女共同参画担当部署の充実	企画経営課、安全安心課	88
男女共同参画担当部署の業務内容の充実	安全安心課	89

### 施策（２） 計画の進行管理体制の整備・充実

事業	担当課	事業番号
男女共同参画庁内推進委員会の開催	関係各課、安全安心課	90
男女共同参画庁内推進委員会ワーキンググループの設置による計画の進行管理体制の整備・充実	関係各課、安全安心課	91
男女共同参画推進委員会の開催	安全安心課	92

### 施策（３） 職員研修の充実

事業	担当課	事業番号
職員研修の充実と意識改革の促進	職員課、安全安心課	93
職場における昇格・昇進の研修への女性の参加促進	職員課	94
女性市職員の管理職部門への参画の促進	職員課	95

# 資 料

# 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

## 前文

### 第一章 総則(第一条 第十二条)

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条 第二十条)

### 第三章 男女共同参画会議(第二十一条 第二十八条)

## 附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱  
二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布  
の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

### 男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	富岡市の動き
1975(昭和50)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年</li> <li>・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)</li> <li>・「世界行動計画」の採択</li> <li>・「国連婦人の十年」(1976~1985)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題企画推進本部設置</li> <li>・婦人問題企画推進会議開催</li> </ul>		
1977(昭和52)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画」策定</li> </ul>		
1979(昭和54)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活部婦人児童課に婦人対策係を設置</li> <li>・群馬県婦人問題懇談会設置</li> </ul>	
1980(昭和55)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新ぐんま婦人計画」策定</li> </ul>	
1981(昭和56)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>		
1985(昭和60)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年」最終年世界会議(ナイロビ)</li> <li>・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国籍法」改正</li> <li>・「男女雇用機会均等法」公布</li> <li>・「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>		
1987(昭和62)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定</li> </ul>		
1990(平成2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>			
1991(平成3)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児休業法」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新ぐんま2010」の中に女性政策を主要な柱として位置づけ策定</li> </ul>	
1993(平成5)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新ぐんま女性プラン」策定</li> </ul>	
1994(平成6)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画室、男女共同参画審議会(政令)、男女共同参画推進本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活課に女性制作室設置</li> </ul>	
1995(平成7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回世界女性会議(北京)</li> <li>・「北京宣言及び行動要領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)</li> </ul>		
1996(平成8)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足</li> <li>・「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>		

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	富岡市の動き
1997(平成9)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布		
1998(平成10)				・市民生活部生活環境課女性政策係設置 ・男女共同参画に関する市民意識調査実施
1999(平成11)		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	・「99新潟・福島・群馬三県女性サミット」を群馬県で開催	・女性政策検討委員会・推進会議(庁内)設置
2000(平成12)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ・「政治宣言」「成果文書」採択	・「男女共同参画基本計画」策定		・「富岡市男女共同参画プラン」策定
2001(平成13)		・男女共同参画会議、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行 ・第1回男女共同参画週間	・「ぐんま男女共同参画プラン」策定	
2003(平成15)		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」		
2004(平成16)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律「DV防止法」一部改正	・「群馬県男女共同参画推進条例」施行	
2005(平成17)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		・「富岡市男女共同参画プラン」の進捗状況調査実施
2006(平成18)		・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」	・「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」策定	・男女共同参画推進委員会・庁内推進委員会設置 ・男女共同参画に関する市民意識調査実施
2007(平成19)		・「男女雇用機会均等法」改正		
2008(平成20)				・女性団体、企業、企業で働く女性の方問意識調査実施
2009(平成21)				・「富岡市男女共同参画基本計画」策定

## 基本計画策定の経過

年 月	富岡市男女共同参画庁内 推進委員会	富岡市男女共同参画 推進委員会	事務局
平成19年 5月	第1回会議 ・市民意識調査の結果報告 ・計画策定の進め方について	第1回会議 ・新委員の委嘱 ・市民意識調査の結果報告 ・計画策定の進め方について	第1回会議通知発送 スケジュールの作成
6月			市民意識調査報告書印刷製本の発注
7月			市民意識調査報告書の納品
8月	市民意識調査報告書の配布	市民意識調査報告書の配布 (郵送)	市民意識調査報告書をホームページで公開
9月			広報とみおかにて市民意識調査報告書抜粋を掲載
10月			男女共同参画計画に係る情報収集
平成20年 4月	名簿変更(機構改革・人事異動)	変更委員確認(団体・議会)	・庁内名簿変更(機構改革・人事異動) ・庁外名簿変更(選出団体役員改選等) ・審議会委員会等構成調査依頼及び取りまとめ
5月			・審議会委員会等委員構成調査報告 ・他市計画等情報収集
6月			・女性団体、企業、企業で働く女性訪問意識調査準備
7月	第2回会議 ・推進に係る経過報告について ・計画の骨子(案)について ・主要施策の取り纏めについて ・今後の計画策定予定について		・女性団体、企業、企業で働く女性訪問意識調査実施 ・第2回会議通知発送 ・主要施策見直し依頼及び取りまとめ
8月		第2回会議 ・委嘱状の交付(継続) ・推進に係る経過報告について ・計画の骨子(案)について ・今後の計画策定予定について	・女性団体、企業、企業で働く女性訪問意識調査結果の報告 ・計画素案作成準備
9月			↓

10月	第3回会議 ・男女共同参画基本計画(案)の協議・調整について ・今後の予定について		・第3回会議通知発送 ・計画素案委員会修正箇所調整及び変更作業 ↓
11月		第3回会議 ・男女共同参画基本計画(案)の協議・調整について ・今後の予定について	・計画素案まとめ ・第4回会議通知発送
12月	第4回会議 ・男女共同参画基本計画(案)の協議・最終調整について ・今後の予定について	第4回会議 ・男女共同参画基本計画(案)の協議・最終調整について ・今後の予定について 市長へ基本計画(案)を提言	・計画素案の最終原稿作成
平成21年 1月			・「男女共同参画基本計画(案)」の決定
2月			・「男女共同参画基本計画(案)」のパブリックコメントの実施 ・「男女共同参画基本計画」の決定
3月			「男女共同参画基本計画」策定

## 富岡市男女共同参画推進委員会要綱

平成18年6月1日

告示第140号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成に向けて、広範囲にわたる各分野からの意見を反映させ総合的に政策を推進するため、富岡市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、男女共同参画計画の策定その他男女共同参画の推進に関することについて協議し、提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し適当と認める者を市長が委嘱する。

3 この委員会とは別に、男女共同参画の推進に係る庁内関係部課長職をもって委員会を開くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部安全安心課において処理する。

(平20告示9・一部改正)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日告示第9号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

## 富岡市男女共同参画推進委員会委員名簿

任期 平成20年8月1日～平成22年7月31日

	分野	氏名	所属	備考
1	議会議員	吉井洋二	市議会議員	
2	教育	碓井敦子	小学校長会代表	
3		瀬下清澄	中学校長会代表	
4	労働	原裕樹	連合群馬富岡地域協議会代表	
5	経営	佐藤三千子	富岡商工会議所代表	委員長
6		青木重男	富岡市妙義商工会代表	
7	青年	磯田哲也	富岡青年会議所代表	
8	農業	中西豊子	J A甘楽富岡女性会代表	
9	子育て	秋山光弘	小中学校PTA連合会代表	
10		松井陽子	保育部会代表	
11	人権	茂木公子	人権擁護委員代表	
12	福祉	金庭孝子	民生児童委員協議会代表	
13		神戸良子	社会福祉協議会	
14	地域	下田裕紹	区長会代表	
15	国際交流	松井則幸	国際交流協会代表	副委員長
16	女性団体	金田康子	富岡市婦人会連合会代表	
17		有賀伸子	富岡女性懇談会代表	

## 富岡市男女共同参画庁内推進委員会要綱

(設置)

第1条 富岡市男女共同参画推進委員会要綱(平成18年富岡市告示第140号)第3条第3項の規定に基づき、富岡市男女共同参画庁内推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 男女共同参画に関する調査研究及び事務調整に関すること。
- (2) 男女共同参画計画策定のための立案及び調整に関すること。
- (3) 男女共同参画政策の総合的かつ効果的な推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる庁内の関係部課長職をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 総務部長
- (2) 副委員長 委員長が委員の中から指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の座長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部安全安心課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 富岡市男女共同参画庁内推進委員会委員名簿

平成20年度

	職 名	氏 名	備 考
1	総務部長	神部 定雄	委員長
2	市長公室長	桜井 豪樹	
3	地域振興課長	岡田 一巳	
4	職員課長	三澤 勝	
5	市民課長	横尾 恵子	
6	企画経営課長	尾高 良行	
7	財政課長	須藤 良夫	
8	環境政策課長	吉澤 和雄	
9	福祉課長	田中 道成	
10	高齢介護課長	松本 義男	
11	国保年金課長	鈴木 俊明	
12	健康推進課長	森 あや子	副委員長
13	工業課長	橋本 久和	
14	商業観光課長	小林 浩司	
15	農林課長	梅澤 進	
16	都市計画課長	吉江 久雄	
17	議会事務局次長	小島 芳雄	
18	学校教育課長	服部 幸雄	
19	こども課長	澤 貴雄	
20	スポーツ課長	坂田 悦一	
21	生涯学習センター館長	新藤 久美子	
22	ガス水道局管理課長	塩津 薫	

### 事務局

職 名	氏 名
総務部安全安心課 課長	武田 孝雄
総務部安全安心課 主幹兼係長	岩瀬 真一
総務部安全安心課 主任主査	市川 和男

## 市民意識調査（平成18年9月29日から10月20日実施）から自由意見抜粋

### <男女平等意識について>

男女共同社会と言われているが、まだまだ日本は女性に対して差別意識があると思う。女性は人生において結婚・出産など男性に比べ、仕事の支障となることが多い。支障と考えることなく働いていける（出産後の再就職などの働き方）社会を築いていくことが大切だと思う。（20代女性）

このアンケートは男女平等でなければならないような意識が強いが、個人的には男女平等でなければいけないこと、男女平等だといけなことを理解すべきと考える。この世界には男でなければできないこと、女でなければできないことがあるからだ。たとえば、電車の車両には女性専用車両があるように、必要だから存在するものが「男女平等だから必要ない」ということになりかねない。一辺からではなく多角的に物事を捉え家庭の子育て、学校教育に取り入れることが重要なのでは？と感じる。（20代男性）

若い人たちは比較的男・女の違いを気にせずに生活していると思う。しかし年配の方々は昔の考え方から、女の人が仕事に出ること、男の人が家事・育児することに抵抗があると思う。自分も平日に男の人が公園で子供と遊んでいたりしたら、何をしている人だろうと思う。やはりまだ外国のように法も整備されていないので、ある程度の男女への見方の差は仕方ないと思う。（20代男性）

男女平等は意識の持ち方で変えられてくると思います。[男性にはできない]や「女性にはできない」というのではなく「男性だからできる」「女性だからできる」という考え方をうまく組み合わせることで、よりよい環境作りができるのだと思います。（30代男性）

男女の性別に関わらず、個人が自分の生き方を自由に選択できる社会が理想だと思います。ただ、そのために子どもが犠牲になることは避けなければならないと思います。そのために色々な働き方や育児制度、保育施設、の充実など必要なことはたくさんあるはずです。それに、子供は母親が育てるのが最良とか、小さいうちは母親のもとで育てるべきという考え方よりも、子どもは地域で育てるという考え方が広まり、子どもを預けて働く女性を後押しして欲しいです。（30代女性）

普段は男女平等や男女共同参画などあまり意識していませんが、このアンケートをいただき、妻にも参考に意見を聞いてみると、思わぬところで夫婦の話し合いの時間を持つことができました。多少なりとも男女共同参画を考えるよい機会となりました。今後は意識を高めていきたいと思っています。（40代男性）

男女すべて平等にはならない。女性には女性の、男性には男性の天性がある。それが女らしさ、男らしさに繋がるのではないのでしょうか。すべてに女性が進出するのではなく、それらを踏まえた上で男女が共に手を携えていく。知識は共有しながら、互いを認め合えれば平等であり、共同参画になるのだと思います。そんな富岡市になって欲しいと思います。（40代女性）

色々な意味で平等になってきていると思います。しかし、本当の意味での平等は何かということが忘れられているのではないのでしょうか？体格、力という視点では男性が優位で、出産という事では女性はかなり負の部分を負っています。これら全てを総合的に考えた上での平等を考えて欲しいと思います。そして、自分自身も考えながら意識改革をしていきたいと思っています。介護の事、少子化の事、本腰を入れた対策をとって欲しいです。外国ばかりにいり顔をして国を守る考えは賛成できません。経済の二極化を防ぎ、安心して暮らせる社会の中で、平等になることを願っています。（50代女性）

男女共同参画社会は望ましい社会のあり方と思いますが、子育て中の男女の共同参画には、大きな視点からの配慮が必要だと思います。幼い子供たちが、長時間保育施設等で過ごすことは、子供が安心してくつろげる時間が減ることになり、精神衛生上も好ましくないとされます。弱者にしわ寄せすることのないような共同参画を願っています。生物学上の性差を認識した上での男女平等の普及を目指すことが大切だと思います。(60代女性)

「天は人の上に人をつくらず人の下に人をつくらず」とか申しますが、今の日本は勝ち組・負け組みとかを世論がおり、男女共同参画社会にはほど遠い社会が現実ですが、一步一步努力して、男女共同参画社会を実現させて行くことが大切ですね。(60代男性)

#### <結婚・家庭感>

私は親譲りの古い習慣で家事等は一切やってません。女房も仕方ないと思っているのでは・・・私も内心誠にわがままで申し訳ないと思っています。勝手の、昔のしきたりの改善を望みます。なお、私一人だけで書きました。(70代男性)

#### <子育て>

男性トイレにもオムツ替えのベッドをつけたほうがよいと思います。(20代女性)

子育てについての母親の重要性を考えると、幼少期の離職はある意味で必要なことと思う。子育てがある程度済んだ段階で復職できたり再就職できる社会でありたい。平等性のみを考えていると子供の健全な成長にひずみが生じ社会全体の問題となると考える。これは男女の性差による役割分担で、差別ではないと思っている。子供の成長に父親では肩代わりできない部分を理解して共同参画を進めたい。(50代男性)

男性がもっと子育てに関われる社会制度の充実をと思う。外国では男性の育児休暇(有給で)が義務づけられている所もある。そうならないと真の男女平等にならない。特に、群馬県は、高校が男女別学でなぜ共学校にならないのか、その辺も平等意識に問題ありと思う。男女別なく人格が尊重され、正当な待遇と報酬が得られ、名実ともに平等な社会の構築に努めていただければ、活力あるまち(市)になること請け合いです。(60代女性)

#### <仕事と職場>

男と女で基本給のスタートが違うのはおかしいと思う。力の差はあるけれど、仕事ができるできないは男と女関係ないし、金額に差をつけるべきではないと思う。自分よりも仕事ができない男性でも、仕事の内容で給料が上になるのが不満。男の人は仕事をする上で、女の人を下に見がちだと思う。(20代女性)

会社の経営者や上の方が「女だろう」という固定概念持っているのを少しでも減らし、産休や子供のための休みなどをもっと理解し社員もある程度増員し、休みの際の対応をする必要がある。そのための必要な予算を会社だけでなく行政がそういう会社に優先的に援助していくことも重要ではないか。富岡市がいち早く他の市町村よりこういう対策をとり条例を策定していけば、注目されていくと思う。予算が限られているので大変だと思うが実行して欲しいと思う。(30代男性)

女性には出産・育児があるという事を前提とした男女平等が欲しい。私の会社は育児休業は個人は自由にとりたいと取ったものだから、昇給させない・昇格させないといった制度です。確かに子供が欲しく育児休業をとり勤め続けていますが、それなりの評価を受けているのに給料はあがらない。がんばる、がんばっているんだという気持ちがかたくなります。育児休業など勝手に取りたいから取っているんだという考えは、本当に子供を産めないと思います。(30代女性)

#### <配偶者暴力>

女性が男性に暴力をするケースもある。数は少ないのですが言葉による暴力というものについても考える必要があるのではないかと思っている。男女関係なく市民として何ができるかを問いかけることが必要だと感じている。(70代男性)

#### <女性の社会参画>

専業主婦は税も優遇され等、色々な意見はありますが、出産・育児中などの理由で専業主婦の方(若い世代)にも同じ様に言われ、男女平等・男女共同など重要だとは思いますが、次の世代を生み育てる女性の役割は、何にも変えようがありません。その女性として生まれた大切な生き方を忘れてるように思います。そして、一番重要な「生む」「育てる」を、市をはじめ、県で支えていく姿勢が最も重要だと思います。年収300~400万時代と言われるなかで、若い世代がどのように子を生み、育てていくのか、その環境作りが男女共同参画につながるのではと、考えます。(20代女性)

ボランティアや地域活動には女性が多くいらっしゃるように見受けますが、政治部門などには男性の姿しか見えないように見えます。富岡はこういった男女共同参画運動があつてとてもよいと思いますが、実際活動しているのはやはり男性のイメージもあります。今後、期待しています。(30代女性)

職場、社会等の中で女性の重要ポストが少ない気がするし、企業でもまだまだ意識が低い。また、女性自身の意識がそれ以上に低いのではないかと感じる。(私自身50歳を過ぎて全てのことにチャレンジしたいです。)出産、子育てのパワーをもっと自分自身に向けて欲しいと感じる。それには、やはり男性の(家庭での)協力が不可欠だと思います。男性にできること、女性にできること、たくさんあると思うので。(50代女性)

#### <市の施策>

教育費や生活費にお金がかかるので、女性が色々な社会的な活動に参加するゆとりがないのではないのでしょうか。自由な時間ができる時には、年齢が高くなってしまふ。女性が社会に進出するのはよいと思いますが、そのことより小さい子供達がさみしい思いをするのは良くないので、子供達の成長をサポートする方法を充実させて下さい。食育や地域の伝統料理を若い母親に積極的に教えるなど、子供の心を大切にす市の施策お願いしたいと思います。(50代女性)

女性が出産し仕事を続けるにあたり、保育園・学童保育の充実が最も大切な事と思います。安心して働けるよう、小学校の空き教室を利用し、地域のお年寄りの力を借りて、健全な子供を育てていきましょう。行政のリーダーシップを期待しています。(50代女性)

富岡市議に女性がゼロ、審議会等にも女性が少ないなど問題だ。また、市の職員にしても有能な女性の積極的な登用を希望する。女性が持つ能力を発揮できる様にするのは、配偶者の働き方を改善し(労働時間を短く)共に家事・育児ができるようにしたい。時間にゆとりがある団らんのある楽しい家庭から、良い子が育ち、少子化にも歯止めがかかり、教育の効率も良くなると考える。立派な青少年の育成が第一で、そのためには、父母による子育てで、良い家庭、それがよい地域、よい富岡市になっていく元だと考える。今回のアンケート結果の活用を期待しています。(60代女性)

上記「市民意識調査から自由意見抜粋」については、原文のまま掲載しています。

## 企業等訪問意識調査（平成20年7月実施）から意見抜粋

### 企業で働く女性

子育てをしながらの仕事は本当に大変です。子どもが長期、休むときは交代で会社を休んだり、祖父母に預けたり、「そこまでして仕事へいくの?」と言われるますが、仕事をしていれば責任もあります。長く休んでも影響のない仕事では少し物足りない。色々と考え方はあると思いますが、仕事も育児も家事も男女問わず協力し合うべきだと考えています。

少子高齢化が叫ばれてから、多くの時間が経過しております。出産・育児・介護と三点セットが大きく肩にのしかかり参画に制限がかかる現況です。テーマは幅広く個々での条件が違うため多面的な面で参画はできるよう考えたいと思います。

女性の少ない職場なので、男性中心の考え方である（男性優位）今までは、結婚＝退職が多かった。産休を取りにくい。1人目の産休が取れたとしても、2人目の産休は取れるのか・・・取れると思うが雰囲気的に不安（1人目・2人目が間を空けずに生まれた場合）、子どもを産むのは女性であるので、やはり平等にはいかないと思うが、産休を取りやすい環境を作り、決め事等、会社内ではなく、きちんとした制度を浸透させてほしい。

女性が働くには本人の強い意思も大切ですし、周囲の人の協力や環境も大事です。育児休業明けから中学校卒業まではとても大変です。学校も色々行事もあるし、保育園、学童などの施設も見直してほしいと思います。あとは、会社のトップに立つ人たちの考え方も大切だと思います。

働く男性にもアンケート等、調査が必要だと思います。（複数人意見）

### 団 体

男女共同参画の学習の場に男性が参加していることが大変少ない。まずは男性諸氏に男女平等の学習機会を設けてもらうことが必要と切に感じます。

男女共同参画の間違った理解と認識をしている傾向がある。本来の女性・男性の持つ特性を生かし必ずしも男女平等の考え方による活動は取らなくてもいい。若年・中年層の人を中心とする研修の場を多くもつ。

例えば農業委員に女性もという意見がありますが、現段階では地域の人数が決まっているため、男性に対抗して立候補する人は稀でないかと思います。もっと気軽な気持ちで出られる方法はないものかと思います。

育児休暇はだいぶ利用してきているが、男性の利用がない。たとえば、1ヶ月でも男性が利用し、女性の行動を体験してもよい。

上記「企業等訪問意識調査から意見抜粋」については、原文のまま掲載しています。

## 富岡市男女共同参画基本計画

平成 21 (2009)年 3月 策定

発 行 富岡市

編 集 富岡市総務部安全安心課市民協働担当

〒370 - 2316

群馬県富岡市富岡 1 4 3 9 番地 1

TEL 0 2 7 4 - 6 3 - 8 3 7 2

